

明治十年（一八七七）年『却下文書』（民第二五號ノ二）について（三・完）

——広島地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 矢野達雄

加藤高

紺谷浩司

目次

- 一 解題——『却下文書』について——
- 二 本文読下し（一）～（四〇）
- 三 注の部
- 四 目次（一）～（四〇）
- 五 写真（四葉）  
（以上『修道法学』第三七卷第一号）
- 六 本文読下し（2）（四一）～（二四）
- 七 注の部（2）

八 目次（2）（四一）～（二四）

九 本文読下し（3）（二五）～（二〇七）  
（以上『修道法学』第三七卷第二号）

一〇 注の部（3）

一一 目次（3）（二五）～（一〇七）

（本号『修道法学』第三八卷第一号）

九 本文読下し (3)

〔一七三A〕 〔一二五〕 氷雪入用金催促

印\*

本訴証書中 (入用等毛割ヲ受) ルトノ文字

被告ニ於テ原告ヨリ入用金

ヲ受ヘク旨趣ト定認ス然ラハ右文字ニ基キ

入用金原告ヨリ請求可致筋

無之二付受理セス却下候事

\* 〔横地安信〕の丸朱印

〔意〕 \*\*ハ

\*\* カッコ内一字抹消

印\*

主 〔松野〕 \*\*\*

副 〔小島〕 \*\*\*

\*\*\* 丸朱印

\*\*\* 丸朱印

明治十年三月十六日

氷雪入用金催促ノ訴状

廣島縣安藝國安藝郡

大須賀村千八百八十三番邸

農 奥本 數奇男

第一千七百七十三号

〔一七三B〕

(記述なし)

〔一七四A〕 〔一二五一二〕 原告代人陳述書<sup>(注10)</sup>

明治十年第一千七百七十三号

氷雪入用金催促ノ訴御審問

ヲ受原告代人左ニ申上候

第一条 本訴ハ証書中入用割ヲ受 (其俣

相弁ヘ可申) \* トノ明文ニ基キ氷雪山

仕様ニ付テノ入費金ヲ返弁受度

旨趣ニ有之候事

第二条 前条入費請求ノ金額

ハ該訴記載ノ通ナレトモ社中粗漏ニシテ

金額ヲ証スヘキ書面ハ一切無之候事

右之通相違不申上候 已上

明治十年三月十六日 奥本 數奇男 印

〔一七四B〕

追加

第三条 氷雪社員被告惣代タル本

人三拾八名ハ結社ノ節約定書等ハ一切無

之其姓名ハ原告ニ於テ弁知致居候事

奥本 數奇男 印

〔二七五A〕【二二六】〔流質地所券状書換請求〕

印\* 「横地安信」の丸朱印

流質地ノ券状書替ヲ求〔ム〕\*\*ル該訴ノ証ハ金借証

文ニシテ流地ノ証之レナキニ付受理〔二〕\*\*及ハス訴状却

下ス 印\* カッコ内各一字補充

主 「一色」\*\*\* 丸朱印

副 「小島」\*\*\* 丸朱印

明治十年三月十七日

流質地所券状書換請求之訴状

廣島縣安藝國廣島下柳町

七百十四番邸

雑業 水津 覺兵衛

第一千八百八十四号

〔二七五B〕

〔記述なし〕

〔二七六A〕【二二七】〔官林御払下落札御指令御下ケ書請求〕

状却下案<sup>(注10)</sup> 訴

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

明治十年三月十九日 主 三級判事補 山田 熊雄 印

七等判事 印\* 副 十二等出仕 松野 節夫 印

該訴官ヨリ他へ指令相成リタル書面無故

請求スル筋合無之ノミナラズ該証〔二〕於テ本

指令書讀リ渡シノ締約モナク且被告名

下タノ印影貼繼アリテソノ繼目ニ被告ノ調

印無証書ナルヲ以受理難及訴状却下候事

明治十年

十年第一千百六十七号\*\*

〔二七六B〕

〔二七六A〕【二二七】〔原告陳述書<sup>(注10)</sup>〕

官林御払下落札御指令御下ケ

書請求訴状御目安札ニ付左ニ

申上候

第一条

該件第一号証地所讓定

三六〇(三六〇)

約証ノ通り去村国茂家様  
 奉還地所入札落札相成候  
 上譲り受候定約ノ処右地所反別五  
 町歩既ニ被告へ落札ニハ相成居  
 候ニ共未夕何レエモ地券証  
 御下ケニ相成不申候事

第二条

(一七七B)

前条条約証ニハ落札ノ御指令  
 可相渡下ノ定約ハ無御座候得共  
 右御指令書ヲ持參致候得場戸  
 長(二) 於テ直々地所渡シ呉トニ付  
 御指令書請求致候事

第三条

第一号証被告名下タノ印影  
 貼継有之継目ニ調印無之候ニ共被  
 告自分貼継仕ニ相違無御座候事  
 右之通り相違不申上候 以上  
 明治十年  
 三月十七日 三宅 孟印

(一七八A) 【一二七―三】官林御払下落札御指令御下ケ書請求

(注四)

主 山田\*  
 副 松野\*\*  
 \* 朱書き  
 \*\* 朱書き

明治十年三月十六日

官林御払下落札御指令御下ケ書請求訴状

廣島縣安藝國

廣島尾道町千五拾四番邸

農 三宅 孟

第千六百六十七号

(一七八B)

(記述なし)

(一七九A) 【一二八】貸金催促

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

本訴原告人ハ他ノ証書面ニテAK哲夫ノ受人ナリ然ラハ

全人囊ニ身代限処分ヲ受不足ヲ生シタルヲ

承知致ス(シ居ル) \*以上ハ

\*\* カッコ内三字抹消

哲夫身代限ニ付結約シタル書面ヲ以テ被告ニ対シ

弁金請求スルノ

理由ナキ者ニ付受理セス  
却下候事

印\*

主 「松野」 \*\*\*  
副 「二色」 \*\*\*

\*\*\*  
丸朱印  
\*\*\*  
丸朱印

主 「松野」 \*\*  
副 「小島」 \*\*

\*\*  
丸朱印  
\*\*  
丸朱印

耳ヲ以テ  
訴へ出ルニアラサレハ受理及ヒ難ク訴状却下候事

印\*

明治十年三月十九日  
貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國廣島縣  
九百四十二番次新二番邸  
工 松村 宗次郎  
第千貳百七号  
(二七九B)  
(記述なし)

明治十年三月二十日  
地所書入貸金条約不履行訴状

廣島縣安藝國高田郡上根村  
農 UH 治平  
全縣全國全郡全村□□□□番邸  
同 TK 千尋  
第千貳百三十号  
(二八〇B)  
(記述なし)

〔二八〇A〕〔二二九〕【地所書入貸金条約不履行】  
印\* \*「横地安信」の丸朱印  
本訴第壹号ヨリ第四号ニ至ル証書ハ原告ヨリ被告へ渡シ置タル書  
面ニシテ  
原告所持セサレハ該訴ニ掲ケテ証憑トスルヲ得ヌ因テ第五号書面  
明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

〔二八一A〕【一三〇】【貸金請求】  
印\* \*「横地安信」の丸朱印  
本訴被告ハF D宗平Y S彦助兩名(外壹名ハ) \*\*ノ  
三五八(三五八)

ハ資料

修道法学 三八卷 一号

三五七 (三五七)

代理ナル上ハ右宗平外老名ヲ

\*カッコ内朱線で抹消

被告トスルニ非サレハ受理セス却下候事

明治十年 三月廿三日 印\*

主 「松野」 \*\*\*

\*\*\* 丸朱印

主 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

副 「山田」 \*\*\*

\*\*\* 丸朱印

副 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印

明治十年三月十七日

明治十年三月十六日

貸金請求之訴状

廣島縣

廣島縣安藝國廣島四丁目

安藝國廣島袋町

八百四十番邸

□□□□番次新□□番邸

農 小林 藤三郎

農 H M 龍一

第一千八百八十九号

第一千六百六十九号

(一八二B)

(一八二B)

(記述なし)

(記述なし)

(一八二A) (一三二) 【手数料催促】

(一八三A) (一三一) 【手数料催促之訴御目安札二付陳述書】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴ニ於ケル事件明治十年第七百拾壹号

手数料催促之訴御目安札二付

ノ詞訟ニ関シ其件未夕裁決ヲ経ザル上ハ採上

左ニ申上候

準理難及候事

明治十年第七百拾壹号該訴被告

第一条

ヨリ自分ニ対シ預ケ証文取戻シ之  
訴ヘヲ成シ御審問之上二月廿三日ノ口  
供第貳、三条ニ於テ明治四年未四月付  
米式石借直其外一名々前記載之

証文ハ明治九年八月廿九日付原告人  
ヨリ取置タル定約書ニ基キ謝金ト  
シ協議ノ上自分手元へ受取タル旨  
申立調印仕候処右一件未タ御裁

〔一八三B〕

判ニハ相成不申候得共相對上ニテ  
右式名ハ受取ラザル事ニ申立<sup>マ</sup>仕候ニ付  
手数料分額今般請求仕候事  
右之通り相違不申上候 以上

明治十年

三月廿二日

H M 龍二印

〔一八四A〕 〔一三三〕 〔地券証書換請求 却下案〕

<sup>(注出)</sup>

\* 右欄外に朱書き

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三五六(三五六)

明治十年第八百七十三号\*\*  
七等判事 印\*\*\*

主 四級判事補 一色 小十郎 印  
副 十三等出仕 松野 節雄 印

却下案

原告  
農 N M 作 一郎 代 言 人  
全縣全國安藝郡大須賀村  
農

被告  
農 奥本 數奇男

全縣備後國三次郡□□村

被告  
O 金藏

〔一八四B〕

本訴地券書換請求ノ証書ハ被告人ニ於テ父亡要  
吉ヨリ〔於テ〕\*原告人へ差入シ米三石六斗借受ケタル証書

\* カッコ内ニ文字抹消

ナレドモ既ニ返済ヲ遂ケタルナリ其上訴狀中原告作一郎  
ノ捺印ハMN春太郎ノ印影ナルモ不審ニ付其旨作  
一郎へ照会ヲヨブニ奥本數奇男へ委託セシ事件ナキ  
旨承知セリト申立ツ原告代 言 人ハ右被告人ノ申立テヲ  
自分へ委任セシ原告作一郎へ申入シタル処全クMN春

\*\* 「横地安信」の丸朱印  
\*\*\* 朱書き

太郎儀原告作一郎ヨリ委任ヲ受ケタルニ付自カラ  
 作一郎ト名乗り自分へ委任セシヲ自分ニ於テモ  
 粗漏真ノ作一郎ト心得該一件出訴セシ旨申  
 立ル以上ハ該訴ハ債主ノ囑托ヲ受ケサル訴  
 訟ニ付審理ヲ止メ訴答書却下候事

〔一八五A〕

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告代言人ヨリ  
 被告人へ償却スベシ

明治十年三月廿一日

〔一八五B〕

(記述なし)

〔一八六A〕 〔一三二一二〕 **【原告代言人陳述書】**<sup>(注12)</sup>

地券書替請求一件御審問ヲ受ケ原告

代言人左ニ申上候

第一条 本訴状并原告人ノ印影ハ原告人ノ実印ニ  
 アラスシテMN春太郎ノ印影ナル旨被告申立ルニ付

自分へ委托セシ原告作一郎へ其旨申入候処自分へ  
 委托セシハ全ク松野春太郎ニシテ春太郎儀  
 作一郎ヨリ該件委托ヲ受ケタルニ付自カラ作一  
 郎ト名乗り自分へ委任ヲ付シ候処自分ニ於テ  
 毛粗漏真実ト心得該訴捧呈セシハ今更  
 奉恐入候事

右之通相違不申上候 以上

〔一八六B〕

明治十年三月廿一日

奥本 數奇男 印

〔一八七A〕 〔一三二一三〕 **【被告陳述書】**<sup>(注13)</sup>

地券書替請求一件御審問ヲ受ケ被告左ニ申上候

第一条 本訴原告証ハ父亡要吉ニ於テ原告人へ

差入ル米三石六斗借受ケタル証書ニ候事

第二条 右証ノ借米自分ヨリ明治九年三月

告人へ返弁致候事

日記憶  
 原  
 セス

第三条 本訴ハ原告代言人ヨリ訴出ルト雖トモ訴状奥  
 書中原告NM作一郎ノ捺印ハ第六大区□□村



MN春太郎ノ印影ニシテ作一郎ノ印影ニ之レ

ナキニ付作一郎へ自分ヨリ照会〔二〕ヲヨビシ処該訴

一件奥本數奇男へ委托セシ儀之レナキ旨申

聞候事

〔一八七七B〕

第四条 別紙（答弁第一号 明治九年十一月廿三日付）

証書中MN春太郎名下ノ捺印訴状奥書中

原告作一郎印影全一二候事

右ノ通相違不申上候

明治十年三月廿一日

○ 金藏 印

主 「小島」 \*\*

副 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印

明治十年三月廿四日

地券証書換請求之訴状

廣島縣備後國惠蘇郡上原村

二百六十二番邸

農 嶋田 幾太郎

第千三百十号

〔一八八B〕

（記述なし）

〔一八八A〕 〔一三三〕 【地券証書換請求】

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

該訴第一号ハ売券証第二号ハ書入証ナルニ付二事件ナル処

右両通証ヲ以テ地券証

書換ヲ請求スルハ二事件ヲ合〔七〕\*テ訴出ルモノニテ訴答

文例ニ抵觸スルニ付受理セス

\* カッコ内一字挿入

却下候事

印\*

明治十（一八七七）年『却下文書』（民第二五號ノ一）について（三・完）

三五四（三五四）

〔一八九A〕 〔一三四〕 【貸金催促】

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

該訴証書名宛ハ原告ノ父近九郎ナルニ付近九郎

存在セハ同人ヨリ訴出ルヘキ筋ニ付受理セス却

下候事

印\*

主 「小島」 \*\*

副 「松野」 \*\*

\*\* 二箇所に丸朱印  
\*\* 二箇所に丸朱印

〈資料〉

明治十年三月廿四日

貸金催促訴

廣島縣備後国甲奴郡

上下村□□□□番邸

農 SI 直三郎

第一千三百六号

〔一八九B〕

(記述なし)

修道法学 三八卷 一号

三五三(三五三)

貸金催促之訴状

YN 又八代人

廣島縣安藝国廣島

貸\*\*\*町百五拾三番次新十五番邸

農 平元 龍二

第一千三百七号

〔一九〇B〕

(記述なし)

\*\*\*「袋町九百五拾三番次」の誤りか。

〔一九〇A〕 〔一三五〕 〔貸金催促〕

印\*

該件証書借主兩名ノ処其老名ハ請人

ナル旨口陳スト雖其旨明記無之上ハ老名ニ対シ

返金請求スヘキ筋者無之二付訴状却下候事

明治十年

三月廿七日

主 「山田」 \*\*

副 「小島」 \*\*

\*「横地安信」の丸朱印

〔一九一A〕 〔一三六〕 〔貸地定約証請求〕

印\*

該訴地券証壹通ヲ以貸地定約証ヲ請求

スルニ付目安難相立訴状却下候事

明治十年

三月廿八日

主 「山田」 \*\*

副 「小島」 \*\*

\*「横地安信」の丸朱印

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年三月廿六日

明治十年三月廿七日

貸地定約証請求訴状

廣島縣安藝國高田郡

来女木村<sup>\*\*\*</sup>七百八十七番邸

<sup>\*\*\*</sup> 読みは

農 秋田 武八郎

「くるめぎ村」

第一千三百五十号

(一九一B)

(記述なし)

訟ハ是非曲直判決シタルモノニ無之ニ付強<sup>あなが</sup>チ右

訴訟ニ付関藏ノ全勝トハ認定シ難シ然ル上ハ原

(一九二B)

告ニ於テ右関藏ニ向テ成功謝金ヲ請求スル

權利無之ニ付受理不及訴状却下候事

明治九年<sup>\*\*\*</sup>三月

<sup>\*\*</sup>「十年」の誤記か

(一九二A) 【一三七】 (定約金) 訴状却下案<sup>(注15)</sup>

明治九年第三千六百八拾四号

<sup>\*</sup>「横地安信」の丸朱印

七等判事 印<sup>\*</sup>

全文黒の墨書き

(一九三A) 【一三七二】 【原告人陳述書】<sup>(注16)</sup>

貸金催促ノ訴御審問ニ付原告人左ニ申上候

第一章

第一条 証書中全権建貫一トハ佐伯郡皆賀

村T G直一ヨリ掛ル訴訟ニ全勝シタル上ト云

フ旨趣ニ候事

第二条 T G直一ヨリM D関藏ニ掛ル訴状ハ明

治九年十二月九日御却下相成リタル御却下

ノ御旨趣ハ原告T G直一失踪シタルニ付却

下候事ト有之候事

第三条 右訴状却下相成リタルニ付所謂全権

訴状却下案

該訴定約証ノ要領ハT G直一ヨリM D関藏ニ掛

ル訴訟ニ日他人之助右関藏ノ差添人ト成リ其

訴訟ニ全勝シタル節ハ関藏ヨリ成功謝金ヲ受

ル旨趣ナリ然ル処右訴訟ハ審理中T G直一

失踪シタルニ付訴状却下相成リタル旨原告日他

人助代人喜多英七郎ヨリ申立ル上ハ全ク右訴

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三五二(三五二)

建貫シタル義ト存候間証書定約ノ金

(一九三B)

円ヲ被告MD関藏後見MD彦右衛門

ヨリ請求仕候事

右之通相違不申上候 已上

明治十年三月廿六日

喜多 英七郎 印

明治十年三月廿八日

(一九四B)

(記述なし)

(一九五A) 【一三九】**貸金催促**

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

種類ノ異ナル貸金二件併セテ訴出ルモノニ付

受理ヲヨヒガタシ

訴状却下候事

印\*

主 「一色」 \*\*

\*\* 丸朱印

フク「脇屋」 \*\*

\*\* 丸朱印

(一九四A) 【一三八】**却下案** (金指)

明治十年第千三百八十一号

主 「脇屋」 \*

\* 丸朱印

印\*\*

フク「一色」 \*

\* 丸朱印

却下案

\*\* 「横地安信」の丸朱印  
全文黒の墨書き

該訴ノ受負金ハ其受渡ノ期限ヲ

十二月三十日ト掲クル耳ニテ年号ヲ

記載セズ証書ニモ亦年号ナキヲ

以テ何年度ノ契約ナルヤ知ル可

カラズ因テ受理セズ訴状却下候事

明治十年三月廿八日

貸金催促ノ訴状

廣島縣

安藝国廣島革屋町

百八十五番邸

商 T U 幸兵衛  
第千三百八十六号

〔一九五B〕  
(記述なし)

第千百拾八号

〔一九六B〕

(記述なし)

〔一九六A〕〔二四〇〕【貸金催促】

印\* \* 〔横地安信〕の丸朱印

該訴ノ被告人奥書付キ訴状ヲ落手セサル前明治十年一月

十日他行セル処原告人ニ於テ被告人帰郷ノ上可訴出

旨申立ルニ付訴状却下候事

主 「小島」 \*\* 丸朱印  
副 「松野」 \*\* 丸朱印

明治十年三月十三日

貸金催促訴状

廣島縣  
安藝国廣島天満町  
千式百六十四番邸  
商 堀部 徳治郎

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

〔一九七A〕〔二四一〕【貸地定約請求】

印\* \* 〔横地安信〕の丸朱印

原告人ハ被告人ヨリ〔受〕\*\*定約書受取ルヘキ \*\* カッコ内一字

証憑ナクシテ地料増加ヲ求ムルノ筋無之 朱抹。単なる

ニ付受理セス訴状却下候事 誤字か

主 「松野」 \*\*\* 丸朱印  
副 「山田」 \*\*\* 丸朱印

明治十年三月廿九日

貸地定約請求訴状

廣島縣安藝国高田郡  
川根村二百四十二番邸  
農 KK 友右衛門  
第千四百十四号  
〔一九七B〕

三五〇(三五〇)

(記述なし)

【二九九A】【一四二】【書入証催促】  
印\*

\*「横地安信」の丸朱印

【一九八A】【一四一一二】【原告人陳述書】<sup>(注18)</sup>

本訴証書ハ原告所持セサル旨申立ル上ハ無証ノ訴状ニ付  
受理セス却下候事  
印\*

明治十年第四百十四号

貸地定約請求ノ訴御審問ヲ受

原告人左ニ申上候

主 「松野」 \*\*  
副 「小島」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

第一条 本訴請求ノ定約書ハ該地

被告人ハ貸渡シ地料トシテ毎歲鉄六駄

ツ、受取来候処明治十年ヨリ更ニ四駄ヲ増加シ明治

十年限りニ該地返戻ノ定約証調整致呉レ候様

仕度尤是等其約定証無之候ヘトモ更ニ

別陳ノ証書受取度抔本訴ノ旨趣ニ

有之候事

廣島縣安藝國賀茂郡  
乃美尾村千六十八番邸  
農 岡原 円吉

右之通相違不申上候 以上

明治十年三月卅日

第千四百三十七号  
【二九九B】

【一九八B】

(記述なし)

K\* 友右衛門 印

\* 一字書き落しか

【二〇〇A】【一四二一二】【原告代人陳述書】<sup>(注19)</sup>

明治十年第四百三拾七号\*

\* 署名を除き本文は朱書き

書入証催促ノ訴状御審問ヲ受

原告代人左ニ申上候

第一条 本訴記載ノ証書ハ原告

K M菊平ヨリ被告N M平三郎ヘ

渡シ置タル者〔二〕シテ原告手元ニ所持

不仕候事

右之通相違不申上候 已上

明治十年三月卅一日

岡原 円吉印

〔二〇〇B〕

(記述なし)

主 「松野」 \*\*

副 「山田」 \*\*

明治十年三月廿九日

貸金催促之訴状

廣島縣安藝國廣島山口町

千百貳番邸

商 范田 宗兵衛

第千四百十七号

〔二〇一B〕

(記述なし)

〔二〇一A〕 〔一四三三〕 〔貸金催促〕

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

本訴ノ金額ハ被告人ヘ売渡シタル米代ニシテ明治六年ヨリ九年ニ

至ル年賦返済ノ定約ナル旨申立ル上ハ既ニ出訴ノ期限ヲ過去リ

タルト去ラサルトアリ然ルニ之ヲ區別セス金額請求スルハ明治六

年太

政官第三百六拾貳号公布ニ触ルヲ以テ受理セス訴状却

下候事

印\*

〔二〇一A〕 〔一四三一〕 〔原告代人陳述書〕

明治十年第千四百十七号\* 肩書と署名を除き本文は朱書き

貸金催促ノ訴御審問ヲ受原告

代人左ニ申上候

第一条 本訴証書ハ明治六年七月中

相場会所ニテ米石被告ヨリ買受帖

簿上ノ取引ニテ現金払ノ定約ノ処代

金ノ内式拾円ハ受取タレトモ殘金払不呉

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三四八(三四八)

仍テ前ニ該証書ニ改メ候ニ付書中  
実銀通不足ノ文字ヲ記載致シ置  
候物ニ有之候事

右老年及訥弁ハ不得已事故トハ見認メ難シ仍テ  
受理セス却下候事

第二条 前条ノ通ニ付全ク売掛

主 「小島」\*\*

\*\* 丸朱印

代金ニ相違無之候事

副 「一色」\*\*

\*\* 丸朱印

(二〇一B)

右之通相違不申上候 已上

明治十年三月廿九日

明治十年三月卅日

貸金催促之訴状

原告代人 范田 宗兵衛 印

廣島縣備後国甲奴郡上下郷

読みは

追加\*

\* 以下の文章は朱書き

三百八拾式番邸 平民

「こうぬ」郡

第二条 証書中四ヶ年トアルハ百弍拾

老円七十三銭ノ金額ヲ四分シ明治六年

ヨリ明治九年迄四ヶ年賦ニ返済ヲ受

第千四百貳十四号

(二〇三B)

ヘキ旨趣ニ相違無御座候事 印\*\*

\*\* 范田 宗兵衛「印」

と同じ印鑑

(記述なし)

(二〇三A) 【一四四】【貸金催促】

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

原告本人老年及訥弁ナルニ付代人ヲ以テ出訴スト雖モ

(二〇四A) 【一四五】【貸金催促】

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

該訴第二号譲リ証ハ明治九年太政官第九拾九号公布ニ依リ

裁判上無効ノモノナルニ付受理セス却下候事

印\*



主 「小島」 \*\* 丸朱印  
副 「一色」 \*\* 丸朱印

明治十年三月三十一日  
利足金催促ノ訴状

明治十年三月二十九日  
貸金催促ノ訴状

廣島縣  
備后国三次郡三次町  
読みは「みよし」  
郡/町

廣島縣  
安藝国沼田郡南下安村  
読みは「しもやす」村  
農 M M 条之助

第千四百六十八号  
「二〇五B」  
(記述なし)  
農 Y Z 半平

第千四百貳十五号  
「二〇四B」  
(記述なし)

「二〇六A」【一四七】【貸金催促】  
印\* \* 「横地安信」の丸朱印

「二〇五A」【一四六】【利足金催促】  
印\* \* 「横地安信」の丸朱印

該訴ノ証書ハ証券印税規則ニ悖戻スルニ因リ  
受理セス訴状却下候事

該訴ニ請求スル金高ハ拾円以上ナルヲ以テ黄色罰  
紙ヲ用ヒテハ  
訴訟用野紙  
規則ニ違ヘルニ因リ受理セス訴状却下候事  
印\*

主 「脇屋」 \*\* 丸朱印  
副 「松野」 \*\* 丸朱印

主 「脇屋」 \*\* 丸朱印  
副 「松野」 \*\* 丸朱印

明治十(二八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

三四六(三四六)

ハ資 料V

明治十年三月三十一日

貸金催促之訴状

廣島縣備後国三次郡三次町

□□□□番邸

農 YZ 半平

第一千四百六十五号

(二〇六B)

(記述なし)

〔二〇六A〕〔二四八〕【訴訟入費請求】

印\*

該請求ノ入費ハ嚮<sup>き</sup>キニ初審ヲ遂ケタル地所境界一件

ノ入費ニシテ右地所一件ハ目今控訴中ナルニ付該訴受理及ハス訴

状却下ス

印\*

主 「一色」\*\*

フク「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年三月三十一日

訴訟入費請求之訴状

修道法学 三八卷 一号

三四五 (三四五)

廣島縣安藝國廣島榎<sup>\*\*\*</sup>町

六百二十九番次新十五番邸

原告代言人 平民 原田 東三郎

第一千四百五十号

(二〇六B)

(記述なし)

〔二〇七A〕〔二四九〕【利足金催促】

印\*

該証書ニハ利息金授受ノ契約無之ニ擅<sup>ほくま</sup>ニ

月三歩利息金<sup>(法律)</sup>

ヲ請求スル

ハ不当ニ付

受理セズ訴状却下候事

印\*

主 「脇屋」\*\*

フク「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年

四月五日

利足金催促ノ訴状

廣島縣備后国三次郡  
三次町□□□番邸

農 Y Z 半平

第一千五百四十貳号

(二〇七B)

(記述なし)

(二〇八A) 【一四九一二】**【原告人陳述書**<sup>(注15)</sup>

明治十年第一千五百四十二号

御審問ニ付原告人左ニ申上候

添証文之事ト有之候得共明治

九年九月三十日ニ至リ元金九十

円ニ利息月三歩ヲ加ヘ返弁ヲ受

ル筈ノ処証書ニ記載之通

元金ノ内ヘ四十四円利金拾六円二十

錢ト都合金六拾円二十錢

ヲ受取り全ク金四拾六円ノ残

金ヲ本証書ニ切換タル者ニ御座

候尤四十六円ノ内ニハ利子金込モリ

(二〇八B)

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

居不申然ルニ訴状面ニ記載之

通四十六円ハ受取候得共利金ハ

不受取依テ本証書ニ随ヒ月三歩

之利息ヲ請求致シ候事

本証文即チ金九十円ノ証書ハ被告人

方ヘ差戻有之候事

右之通相違不申上 以上

十年四月六日 Y Z 半平 印

(二〇九A) 【一五〇】**【貸金催促**

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴借用証ハ明治二年\*己正月付ケニシテ返済期限

\*\* 西曆一八六九年

ハ来ル巳年ヨリ返上ト有之ニ付明治四巳年\*追ハ期限

内ナリト認定ス仍テ受理セス却下候事 \*\* 西曆一八七一年。な

お、明治四年は辛未

印\* 年なので誤記か。

主 「小島」 \*\*\*\*\*

丸朱印

副 「二色」 \*\*\*\*\*

丸朱印

三四四(三四四)

明治十年四月二日

貸金催促之訴状

廣島縣備後國

惠蘇郡宮内村

五拾七番邸

農 石田 助左衛門

第千四百八十三号

〔二〇九B〕

(記述なし)

貸金催促之訴状

廣島縣安藝國廣島左官町

式千六百十壱番邸

商 藤本 寅五郎

第千四百三十五号

〔二一〇B〕

(記述なし)

〔二二〇A〕〔二五二〕【貸金催促】  
印\*

本訴原告人ニ於テ被告人ハ目今警保課拘留  
中ニ付追テ放免相成候上更ニ訴出テ度情願  
之旨申立ル条其

意ニ任セ訴状却下ス

主 「一色」 \*\*

副 「松野」 \*\*

\* 「横地安信」の丸朱印

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年三月三十日

〔二二一A〕〔二五二〕【預ケ金催促】  
印\*

本訴預ケ金ハ融通使用ヲナサ、ルノ明文ナキ者ニ付貸金全  
一ト見做シ明治五年第三百十七号御布告ニ照シ受<sup>(注切)</sup>  
理セス訴状却下候事

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

主 「松野」 \*\*  
副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年四月二日

預ケ金催促之訴状

廣島縣備後国惠蘇郡  
新市村三百卅四番邸

農 白根 淳六

第千四百七十六号

(二二一B)

(記述なし)

(二二二B)

(記述なし)

〔二二二A〕【二五三】〔山林売買代金取戻〕<sup>(注8)</sup> 訴状却下案

第千三百五十二号\*

\* 欄外上部に横書き、全文黒の墨書き

明治十年四月六日

主 「山田」 \*\*

丸朱印

七等判事 印\*\*\*

副 「小島」 \*\*

丸朱印

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

訴状却下案

該訴官ヨリ払ヒ下ノ官林売買ヲ為シ

其証書タルヤ代金ハ受取上納金取計

報知ノ上勝手ニ伐入候トモ苦情申サズ

トノ契約ナリ而メ上納金ノ期日ハ明治

十年三月三十一日ナル旨申立ル上ハ其期ヲ経

過セズシテ無故代金取戻ヲ請求スル筋ハ無

之二付受理不及候事

〔二二三A〕【二五四】【月賦金淹滞】

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

該訴ノ月賦金明治十年四、五ノ両月分ハ未タ返済

期限ヲ過キ〔至ラ〕\*\*ザル者ナルニ其期限ノ過キタル者ト混同シテ

訴ル〔者〕\*\*\*ニ付受理セズ訴状却下候事 \*\* カッコ内二字訂正

印\*\*\* カッコ内一字抹消

主 「脇屋」 \*\*\*\*\*

丸朱印

副 「山田」 \*\*\*\*\*

丸朱印

明治十年四月四日

月賦金淹滞之訴状

廣島縣安藝国廣島西魚屋町

□□□□番邸

商 ON 龜助

第千五百貳十壹号

(二二三B)

(記述なし)

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三四二(三四二)

〔二二四A〕【二五五】買附鉄引渡

印\* 「横地安信」の丸朱印

本訴請求スル鐵ハ売掛代金ノ反对ニシテ旨趣全一ナル者トス然ル  
ニ

該鉄引渡シハ証書中早速ノ明記アツテ年月日記載ナシト雖モ既ニ  
七年

ヲ經過セシ上ハ右早速ノ文字

ニ基キ鉄引渡期限ノ過去リタル者ト見做サ、ルヲ得ス因テ明治六  
年第三百六十二号御布告第五條及ヒ第一条ニ照シ受理

セス却下候事

印\*

主 「松野」\*\*

副 「一色」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年四月五日

買附鉄引渡ノ訴状

廣島縣備後國芦田郡府中

市村□□□番邸

商 Y N 嘉七

第一千五百貳十九号

〔二二四B〕

（記述なし）

〔二二五A〕【二五六】貸金催促

印\* 「横地安信」の丸朱印

本訴原告人ハ戸長保証ナク明治九年司法省甲第  
号<sup>（注10）</sup>ニ抵触スルヲ以テ受理セス却下候事

印\*

主 「松野」\*\*

副 「小島」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年四月六日

貸金催促之追訴状

廣島縣備後國御調郡尾道町

六百八十五番邸

商 園田 宗一郎

\*\*\* 読みは

「みつき」郡

第一千五百五十六号

〔二二五B〕

（記述なし）

〔二二六A〕【二五七】〔貸金催促〕

印\* \*「横地安信」の丸朱印

該訴ノ被告人五名ノ内松田卯作ノ名下ニ証印ナキニ

共ニ相手取り訴ル者ニ付受理セズ

訴状却下候事

印\*

主「脇屋」\*\*

副「小島」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年四月七日

貸金催促之訴状

廣島縣安藝國廣島天神町

□□番地

□□□□住職

K T 宜暁

第一千五百九十壹号

〔二二六B〕

(記述なし)

印\* \*「横地安信」の丸朱印

原告代人ヨリ該訴状ヲ呈シ即日病氣申立テ数日

間目安糺ヲ受ケサル者訴状空敷<sup>むなしく</sup>留置ノ理ナシ因テ

訴状却下候事

印\*

主「一色」\*\*

副「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年四月六日

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國

廣島西地方\*\*町

千式百拾壹番邸

商 廣瀬 常助

第一千五百五拾貳号

〔二二七B〕

(記述なし)

\*\*\* 読みは「ちかた」町

〔二二七A〕【二五八】〔貸金催促〕

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

印\* 〔二二八A〕【二五九】〔貸金催促〕

\*「横地安信」の丸朱印

三四〇(三四〇)

原告

代人ヨリ該訴状ヲ呈シ即日病氣申立テ數日

間目安札ヲ受ケサル者訴状空敷差置ノ理ナシ因テ

訴状却下候事

印\*

主 「一色」 \*\*

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年四月六日

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國

廣島西方町

千式百拾壹番邸

商 廣瀬 常助

第一千五百五十壹号

（二二八B）

（記述なし）

（二一九A）【一六〇】【貸金催促】

印\*

本訴証書ノ金額ハ被告職務ニ対シ貸渡シタル旨原告代人

申立（ル上ハ）\*\* 然ルニ小林伊都伎ハ目今村吏ニ

アラス〔無之〕\*\*\* シテ全人ヲ被告 \*\* カッコ内三字抹消

トナスヘキ筋無之ニ付受理セス訴状却下候事 印\* \*\*\* カッコ内二字抹消

主 「松野」 \*\*\*

副 押印ナシ\*

副 押印ナシ\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年四月五日

貸金催促之訴状

跡役ヲ相手取ヨリハ証書名据ノ借主ヲ相手取ル方至当ナラン因テ

取上ケ

審理スベキモノニ之レナキヤ\* 印\*\*

廣島縣 \*\* 一色の異見か \*\*\* 「一色」の丸朱印

廣島縣

安藝國廣島左官町

貳千八拾四番邸

商 中澤 才助

第一千五百三十貳号

（二一九B）

（記述なし）

\* 「横地安信」の丸朱印



〔三二〇A〕〔一六一〕【預ケ金催促】

印\* \*「横地安信」の丸朱印

該訴ハ明治九年五月十九日本縣号外布達ニ依リ福山裁判

支庁ヘ可訴出モノニ付本庁ニ於テ受理セス却下候事

印\*

主 「小島」 \*\*

丸朱印

副 「松野」 \*\*

丸朱印

明治十年四月七日

預金催促之訴状

廣島縣備后国

惠蘇郡川北村

式百九十八番邸

農 細川 廣三郎

第一千五百八十六号

〔三二〇B〕

(記述なし)

該訴ノ証書ニ於ケル証券印紙ノ消印

判然ナラザルニ付採上準理難為

訴状却下候事 印\*

明治十年

四月十日 \*\*

主 「山田」 \*\*

丸朱印

副 「一色」 \*\*

丸朱印

明治十年四月九日

預ケ金催促ノ訴状

廣島縣

安藝国廣島元柳町

百八拾番邸

農 中井 亀助

第一千五百九十八号

〔三二一B〕

(記述なし)

〔三二一A〕〔一六二〕【預ケ金催促】

印\* \*「横地安信」の丸朱印

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

〔三二二A〕〔一六三〕【定約金違約】

印\* \*「横地安信」の丸朱印、

三三八(三三八)

（資 料）

修道法學 三八卷 一号

三三七（三三七）

本訴原告ヨリ被告人ハ公務ニ付赤馬関へ 出張不在ナルニ付追テ帰宅ノ 上更ニ出訴致シタキ情願ノ旨 申立候条其意ニ任セ訴状却下ス

何シ人所有ノ地券証ニシテ如何様ノ書入証ヲ預ケシモノナルヤ 該訴状ニ記載ナキヲ以テ（二付）<sup>※</sup>事由詳カナラザルニ付訴状却 下ス <sup>※※</sup>カッコ内ニ文字抹消

主 「二色」<sup>※</sup> 丸朱印と「主一色」の墨書き  
副 「小島」<sup>※</sup> 丸朱印

主 「一色」<sup>※※</sup> 丸朱印  
フク「山田」<sup>※※</sup> 丸朱印

明治十年三月廿三日

明治十年四月十日

定約金違約訴状

地券証并書入証取戻之訴状

廣島縣安藝國高田郡上根<sup>※※</sup>村

<sup>※※</sup>読みは

廣島縣安藝國

□□□□番邸

「かみね」村

豊田郡大草村

農 UH 治平

農 TS 時助

全縣全國全郡全村□□□□番邸

全 TS 時助

第千貳百八十号

第千六百貳十七号

（二二二B）

（二二三B）

（記述なし）

（記述なし）

（二二三A）【二六四】地券証并書入証取戻  
印<sup>\*</sup>

<sup>\*</sup>「横地安信」の丸朱印

（二二四A）【二六五】貸金催促  
印<sup>\*</sup> 該訴第一号証印税犯則二付

<sup>（注）</sup>

<sup>\*</sup>「横地安信」の丸朱印

訴状却下候事 印\*

明治十年  
四月十二日

主 「山田」 \*\*

副 「小島」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

貸金催促之訴状

明治十年四月十一日

主 「松野」 \*\*

副 「小島」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年四月十一日  
貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國廣島鉄炮屋町

五百十番邸 農

原田 哲藏

第千六百五十三号

(二二四B)

(記述なし)

第千六百六十五号

(二二五B)

(記述なし)

廣島縣安藝國廣島六丁目  
□□□□□番邸  
商 MM 唐一

(二二六A) 【一六七】**【貸金催促】**

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

原告人ニ於テ被告人住所不分明ニ付尚ホ〔被告人住所〕 \*\*

取調ヘノ上可訴出旨申立ルニ因リ任其意訴状

\*\* カッコ内の  
五文字抹消

却下候事

主 「小島」 \*\*

副 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

\* 「横地安信」の丸朱印

本訴被告人ハYY谷一外名代理ヲ以テ結約セシ者ニ付本人

ヲ被告トスルニ非サレハ受理セス却下候事

印\*

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三六(三三六)

明治十年三月廿九日

明治十年四月十一日

貸金催促ノ訴状

貸金催促訴状

廣島縣安藝国安藝郡

廣島縣安藝国廣島

尾長村二百卅番邸

鍛冶屋町百貳拾一番邸

士族 戸田 確之進

商 池田 金兵衛

第千四百貳十壹号

第千六百七十六号

(二二六B)

(二二七B)

(記述なし)

(記述なし)

(二二七A) 【一六八】【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

証書写ノ内へ証書ニ記載ナキコトヲ掲ケ及ヒ原告本人ヨリ

差出ス代人届書ヲ擅ニ原告代人ニ於テ切張シ又原告代

人ノ名前記載アル

其他ノ部分ヲモ悉ク

切張シ旁不都合ノ訴状

ニ付受理不致候事

印\*

主 「脇屋」 \*\*

\*\* 丸朱印

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

(二二八A) 【一六九】【代人届】却下申渡案<sup>(註13)</sup>

十年第千六百九十五号\*

\* 欄外上部に横書き。

代人届書中其代人ノ住所姓名ハ勿論

本文も黒の墨書き

其他ノ部分タリトモ切張或ハ書換等ヲ為

セシトキハ其箇所へ戸長等(ノ) \*\* 承諾ノ証

\*\* カッコ内朱点

印ヲ受ケザレバ公正ノ保証ト云フ可カラズ

により抹消

然ルニ該訴ノ原告代人ハ其本人ヨリ委

任ノ証ヲ受取り居ルト雖モ代人届書

ニ代人ノ住所姓名共切張り書換へ置ナ

ガラ奥書シタル戸長ノ印証ヲ取り置

カザルヲ以テ公正ノ代人「保」\*\*\*証書ト認定

\*\*\* カッコ内朱点

セズ依テ受理セズ訴状却下候事

明治十年四月十三日

により抹消

第千七百四十貳号

〔二二九B〕

主 「脇屋」 \*\*\*\*\*

丸朱印 \*\*\*\*\*

フク 「二色」 \*\*\*\*\*

丸朱印 \*\*\*\*\*

〔二二八B〕

(記述なし)

〔二三〇A〕〔二七一〕【**銃買請金取返**】

印\*

該訴訟証券印帋（注15）消印犯則

ニ付却下候事

\* 「横地安信」の丸朱印

\*\* 「紙」の異体字

明治十年

印\*

却下判決の日付

四月十七日\*\*\*\*\*

主 「山田」 \*\*\*\*\*

副 「松野」 \*\*\*\*\*

丸朱印 \*\*\*\*\*

丸朱印 \*\*\*\*\*

丸朱印 \*\*\*\*\*

明治十年四月十六日

銃買請金取返訴状

廣島縣備後国三次郡三次町

農 F T 善太郎

第千七百四十号

農 T H 増太郎

第千七百四十号

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三四(三三四)

セズ依テ受理セズ訴状却下候事

明治十年四月十三日

により抹消

第千七百四十貳号

〔二二九B〕

(記述なし)

主 「脇屋」 \*\*\*\*\*

丸朱印 \*\*\*\*\*

フク 「二色」 \*\*\*\*\*

丸朱印 \*\*\*\*\*

〔二二八B〕

〔二二九A〕〔二七〇〕【**山取返請求**】

印\*

本訴地券所有セサルニ付明治八年第六号御布告ニ

基キ却下候事

\* 「横地安信」の丸朱印

\*\* 「紙」の異体字

却下判決の日付

明治十年四月十六日

山取返請求ノ訴状

廣島縣安藝国山縣郡南方\*\*\*\*\*村

読みは「みな

かた」村

農 T H 増太郎

第千七百四十号

農 F T 善太郎

第千七百四十号

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三四(三三四)

〔三三〇B〕

(記述なし)

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴ハ他人名宛テノ証書ヲ以テ訴出候モノニ付明治九年  
第九十九号公布ニ抛リ

受理(二)及バス訴状却下候事

〔三三一A〕〔二七二〕【貸金催促】<sup>(注18)</sup> 却下案

十年第七百三十四号\*\* 欄外上部に横書き、本文も黒の墨書き

印\*\* \*\*「横地安信」の丸朱印、一ヶ所のみ

印\*

\*\* 丸朱印

主 「一色」\*\*

副 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印

該訴ノ原告代人ハ其本人ノ甥ナリト申

立ル上ハ明治九年司法省甲第壹号

布達ニ悖戻スルヲ以テ受理セズ訴状

却下候事

明治十年四月十八日

貸金請求訴状

明治十年四月十七日

主 「脇屋」\*\*

副 「山田」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

廣島縣

安藝國高田郡

上小原村□□□□番邸

農 KY 栄助

第七百七十九号

〔三三二B〕

(記述なし)

\*「横地安信」の丸朱印

〔三三一B〕

(記述なし)

〔三三二A〕〔二七三〕【貸金請求】

〔三三三A〕〔二七四〕【地所書入証名前書換】

\*「横地安信」の丸朱印

本訴証書面ノ債主ハ田丸光藏ナリ然ラハ名前書換ノ義ハ  
明治九年第九拾九号布告ニ基キ証書面債主ヨリ  
請求致スヘキ者ニ付訴状  
却下候事

印\*

主 「松野」 \*\*

副 「一色」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治十年四月十九日

地所書入証名前書換之訴状

廣島縣

安藝国佐伯郡下\*\*村

□□□□番邸

農 T M 登一郎

\*\*\* 読みは「しも」村

第千九百七十七号  
〔二三四B〕  
(記述なし)

農 M M 五平

廣島縣安藝国

安藝郡矢野村

□□□□番屋敷

本訴被告人ハ他行中ニ付追テ帰宅ノ上訴出テ度情願  
ノ旨申立ル以上ハ其意ニ任セ訴状却下候事

印\*

主 「一色」 \*\*

副 「山田」 \*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

明治九年六月廿四日  
月賦金淹滞之訴状

第千八百六号  
〔二二三B〕  
(記述なし)

〔二三五A〕〔一七六〕(貸金) 訴状却下案

十年第千九百五号\*

印\*\*

該証書ハ印紙消印之規則ニ

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三三(三三三)

\* 「横地安信」の丸朱印

\*\* 「横地安信」の丸朱印、一ヶ所のみ

\* 欄外上部に横書き。本文と日付は朱書き

ハ資 料V

修道法学 三八卷 一号

三三一(三三一)

違フニ因リ訴状却下候事

全縣安藝國廣島榎町

印\*\*\*

\*\*\*「脇屋」の丸朱印

平民

明治十年四月廿四日

印\*\*\*

\*\*\*「山田」の丸朱印

被告

原田 東三郎

(二三六B)

右原告ヨリ被告ニ掛ル該訴ハ売米違約ノ目〔名〕\* \* カッコ内

安ニシテ其約ヲ遂クベキ訴ナルニ審理上原告ニ於テ 朱点で抹消

該売付ノ現米ハ全ク定約期限ノ翌日他へ売

拂タルニ付直違ニ損失金百八拾円ヲ請求致ス旨

意ニテ原約ヲ遂ントノ趣意ニアラサル旨申立ル

以上ハ求ムル所目安ノ旨意ト異ナルニ付初審

判決ニ及ハス訴答書其俣却下候事

但 訴訟入費ハ原告被告自費タルヘキ事

明治十年四月十二日

(二三五B)

(記述なし)

【二三六A】【一七七】【売米違約損害金請求】却下案<sup>(注出)</sup>

十年四月廿五日却下\* 欄外右側に朱書き

明治九年第八百六十六号<sup>(注出)</sup>\* \* 本行は朱書き、他は黒の墨書き

七等判事 印\*\*\* \*\* 「横地安信」の丸朱印

主 四級判事補 一色 小十郎 印

副 十三等出仕 松野 節夫 印

却下案

廣島縣備後国世羅郡□□村

農

原告 WD 榮十郎

全縣同国世羅郡□□村

農 TS 覺太郎 代言人

【三三七A】【一七七二】【原告人陳述書】<sup>(注出)</sup>

\* 以下の文書は  
黒の墨書き

売米違約ノ一件御審問ヲ受ケ原告人左ニ

申上候

第一条 本訴第一号証ニ廣島會社米ト記

載アル廣島會社ハ廣島融通商社ヲ云フモ



ノニ之レアリ候事

第二条 右ノ通りニハ候得共自分儀ハ融通社々

員ニモ之レナキニ付融通社ノ所有米ヲ売渡セシ

儀ニハ之レナキ事

第三条 融通会社米ト記載セシハ自分所有

ノ現米ハ壹俵ニ付壹升七八合モ過分ニ入レ置キ

之レアリ因テ壹石ニ付五升ノ過米ハ之レアルベク

〔二二七B〕

廣島會社米モ壹石ニ付五升ノ過米之レアル趣ニ

ニテ其実全シキヲ以テ廣島會社米ト記載

セシ事由ニシテ会社所有ノ米ヲ自分ヨリ売

付ケタル儀ニハ之レナキ事

第四条 前条証書約ノ如ク米百石期限前ニ至リ広島

矢倉下ヘ積付ケFK與四郎ナル者ヘ依頼

西御倉ヲ右與四郎ヘ拝借ノ上右御倉ヘ

積入置候事

第五条 右満期并被告ヘ取引受ケ渡ス可キ旨

掛合ヲヨフト雖トモ被告人ヨリ別帯(第二号)

証書ノ通り申越シ満期後違約(ニ) \* ヲヨヒ候

事

\* 一字挿入  
(編者)

〔二三八A〕

第六条 前条ノ通ニ付止ムヲ得ズ九年六月十二日

出訴仕候事

第七条 右出訴前九年六月一日御倉ヘ積置

米ハ他人ヘ売払候事

第八条 前条ノ通り被告ノ違約ヨリ止ムヲ得

ズ積置キタル該約定ノ米ハ他人ヘ売払ヒシモ被

告違約ヨリ生スル自分損失ハ被告人ヨリ

償ヲ受ケ度該訴ノ旨意ニ候事

右之通相違相違不申上候 以上

明治十年三月廿八日 W D 栄十郎印

再度御審問ヲ受ケ左ニ申上候

〔二三八B〕【一七七―三】

第九条 矢倉下西御倉ヘ積置キタル該契約ノ

売米ハ被告ノ違約ヨリ止ムヲ得ズ廣島立町商

ST清次郎ヘ九年六月一日売渡セシ直違ヒ金

百八拾円 壹石ニ付壹円 八十錢ヅツ 損失相成ルハ別紙第三

号仕切書ノ通ニ候事

第十条 右直違金ハ全ク被告違約ヨリ生シタル

損亡ナルニ付被告人ヨリ償却ヲ受ケ度

本訴ノ旨意ニ候事

第十一条 右ノ外申上ベキ廉并之レニ関スル証

拠物無御座候事

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三〇(三三三〇)

右之通相違不申上候 已上

明治十年四月五日

WD 栄十郎 印

〔三三九A〕【一七七―四】

追加

第三号証ノ名宛テNN佐太郎ナルハ自分

儀右佐太郎ヲ以テSO清次郎\*へ売渡セシニ付

佐太郎名宛ニ相成リ之レアリ候事

右ノ外申上ヘキ廉并之レニ関スル証拠物無御

座候事

右之通相違不申上候 已上

明治十年四月十一日

WD 栄十郎 印

〔三三九B〕

(記述なし)

〔二四〇A〕【一七七―五】【被告代理人陳述書】

(注16)

\* 以下の文書は

黒の墨書き

売米違約ノ訴答一件御審問ヲ受ケ  
被告代理人左ニ申上候

第一条 本訴原告第一号証ハ被告人ヨリ  
原告人へ差入レタル米百石売買契約証書ニ

相違之レナキ事

第二条 原告第二号証ハ明治九年五月廿七日該

売買契約ニ付被告人ヨリ原告人へ差送り

タル書状ニ相違之レナキ事

第三条 右原告第一号証ニ廣島會社米ト記

載アルハ原告人ニ於テ廣島融通會社米ヲ

買入九年五月三十日限り被告人へ売渡スヘキ契

約ニ候事

〔二四〇B〕

但 融通會社米ハ上中米アルモ其上米ヲ原告

人買入被告人へ売渡スヘキ旨意ニ候事

第四条 原告第貳号証ハ期限前ニ至リ原告

人ヨリ郡中ノ悪米ヲ相渡スベキ所為「ナル者

アツ」\*\*テ會社米ヨリハ下品ナルニ付取引受渡シカタ

キニ付其旨記載原告人へ申シ送り候証書ニ

候事

第五条 前条ノ通り契約外ノ郡中下品米ヲ被

告へ相渡スヘキノ所為アリテ期限過キ去ルモ

會社上米ヲ相渡サズ以上ハ違約ハ原告人

ニアリテ被告人ニ違約ノ所為ハ之レナキ事

\* カッコ内

五字抹消

〔二四一A〕

第六條 右ノ通り該売買米ノ契約原告人ニ於

テ期限過ルモ違約セシ以上ハ原告第一号証ノ売買約

定ハ随テ消滅致セシモノト思慮仕候事

第七條 原告人ヨリ違約ヨリ生セシ原告損亡金ノ

償ヲ被告ヨリ得ヘキ旨申立ト雖トモ違約ハ

被告ノ所為ニアラスシテ到底第六條通りノ

理由ナルヘキニ付原告ノ求メニ応スヘキ義

務一切之レナキ事

右之通相違不申上候 以上

明治十年三月廿八日 原田 東三郎 印

再度御審問ヲ受ケ左ニ申上候

〔二四一B〕【一七七一六】

第八條 原告人ヨリ矢倉下夕西御倉へ該契約米

百石積置キタリト申立候米ハ該契約ノ廣島會

社米ニアラズシテ右契約前ヨリ原告人ニ於テ

積置キタル郡中悪米ニ候事

第九條 第四條陳述ノ如ク會社上米ヲ相渡

サズ前條ノ悪米ヲ相渡スベクノ原告所

為ハ全ク原告人ノ違約ニ候事

第十條 原告人ニ於テ米百石ノ直違ヒ金

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三八(三三八)

百八拾円ハ被告違約ヨリ生シタル損失ナルニ付  
被告ヨリ償却ヲ受クヘキ本訴ノ旨意ナル

旨申立ト雖トモ其直違ヒ損失ノ有無被告閱

知セザル而巴ナラズ違約ノ所為ハ原告人ニ

〔二四一A〕

アリテ被告ニアラサルニ付原告ノ求メニ応スベキ

義務一切之レナキ事

第十一條 右ノ外申上ヘキ廉并之レニ関スル証拠

物無御座候事

右之通相違不申上候

明治十年四月五日 原田 東三郎 印

追加

被告人ニ違約ノ所為ナキノミナラズ原告人ヨリ直

違ヒ損失アル旨申立ル第三号米百石仕切証書ハ

NN佐太郎名宛テニシテ原告人ノ名宛テニアラ

ス全原告人ノ所有米ヲ積置キ売払タル儀

〔二四一B〕

ニハ之レナキニ付實際原告人ニ損害ハ之レナキ儀

ニ候事

右ノ外申上ヘキ廉并之レニ関スル証拠物無御

座候事

右ノ通相違不申上候 已上

明治十年四月十一日 原田 東三郎 印

(二四二B)

(記述なし)

〔二四二A〕〔二七八〕〔預金催促〕

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

士族ヨリ掛ル明治二年六月以前ノ貸借ニ付壬申年第三百  
号<sup>(注)</sup>ノ公布ニ拠リ受理セズ訴状却下ス

印\*

主 「一色」 \*\*  
副 「小島」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年四月廿四日

預金催促訴状

廣島縣安藝国広島西町□丁目  
□□□番邸 AS 善三郎エ同居  
士族

OGW 篤眞

第千九百十七号

〔二四三A〕〔一七九〕〔貸金〕訴状却下<sup>(注)</sup>

十年第式千十号\*

該訴第二号及ヒ第四号ノ証書ハ金

高六拾円余ヲ記載シタル約定証書

ナルニ相当ノ印紙ヲ貼用セズ証券印

税規則ニ悖戻スルニ因リ訴状却下

候事

明治十年四月卅日

印\*\*

\*\* 「脇屋」  
\*\* 判読困難。「小島」か。

(二四三B)

(記述なし)

〔二四四A〕〔一八〇〕〔証書取戻〕<sup>(注)</sup>

十年第二千三十四号\*

該訴第壹号ヨリ第三号ニ至ル証書

\* 欄外上部に横書き  
本文は黒の墨書き

ノ内其第壹号ニハ被告兩名印章ア

リト雖モ米売買ノ約定証書ナリ而メ

第二号ハMK龜藏ナル者ヨリ受取タ

ル者ニシテ被告承諾ノ証印モナク又第

三号モ第二号ノ如クナリ〔然レバ〕\*\*其他申立ル

処ハ捺テ無証拠ナリ然レバ慶応三年\*\*\*

カッコ内三字抹消  
\*\*\* 西曆一八六七年

七月朔日原告TB榮之助ノ父新平

ニ於テ被告兩名ヨリ金百四拾円ヲ借受タ

ル後其既ニ皆済セシ証憑ナキ上ハ〔無証拠ノ訴訟ナルニ付〕\*\*\*\*

カッコ内一〇字挿入

〔徒ラニ其借用金証書ノ取戻方ヲ訴ルヲ得ズ

因テ〕\*受理セズ 訴狀却下候事 \* カッコ内二一字抹消

〔二四四B〕

明治十年五月一日 主「脇屋」\*\*

副「一色」\*\* \* 丸朱印

印\*

被告人身代限り処分中ニアラズ然ルニ本訴ハ定約期限未満内

訴へ出ルモノニ付受理セズ訴狀却下ス

印\*

主「一色」\*\*

フク「松野」\*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年五月三日

貸米催促訴狀

廣島縣安藝国高田郡

吉田村□□□番邸

農 NM 勘藏

第貳千六十貳号

〔二四五B〕

(記述なし)

〔二四六A〕【一八二】〔堤防修繕諸入費請求〕

印\* \* 「横地安信」の丸朱印

本訴ハ堤防修繕ニ付訴訟ヲナシタル入費ヲ請求ノ旨申立テ

無証拠ナルニ付受理セズ

〔二四五A〕【一八一】〔貸米催促〕

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三六(三三六)

訴状却下ス

印\*

主 「一色」\*\*

フク「松野」\*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年五月五日

堤防修繕諸入費請求之訴状

廣島縣安藝国高田郡井原村

□□□番邸

農 T G 柳平

同縣同国同郡同村

□□□番邸

農 S S K 祖一

第貳千八十三号

(二四六B)

(記述なし)

(二四七A) 【一八三】(貸金) 訴状却下<sup>(注5)</sup>

十年第二千百十号\*

該証書八明治八年第八拾壹号

\* 欄外上部に横書き、本文  
日付とも黒の墨書き

公布証券印税規則第二則第

(注5) 二条印紙調印ノ規則ニ違フニ  
因リ受理セス訴状却下候事

明治十年五月八日

主 「脇屋」\*\*  
副 「山田」\*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

(二四七B)

(記述なし)

(二四八A) 【一八四】(貸金催促)

印\*

該訴状中遺漏之廉アルヲ以テ一応訴状下戻シ

受度旨申立ルニ付

訴状下戻候事

印\*

主 「脇屋」\*\*

フク「一色」\*\*

第二千百三十六号

\*\* 丸朱印、二ヶ所  
\*\* 丸朱印、二ヶ所

\* 「横地安信」の丸朱印

モ同様下戻ス<sup>\*\*\*</sup>

<sup>\*\*\*</sup>追加文と「脇屋」の丸朱印

明治十年五月八日

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國高田郡

来女木村七百八十七番邸

農 秋田 武八郎

第貳千百三十六号<sup>(注15)</sup>

(二四八B)

(記述なし)

【一八五】**【貸金】**は、「目次」には載っているが、訴状の現物は編綴されていない。

それ故、ここでは目次中の番号「第第貳千百三十七号」と訴名「貸金」のみを記しておく。

(二四九A) 【一八六】**【売掛代金淹滞】**  
印\*

\*「横地安信」の丸朱印

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三四(三三四)

原告ニ於テ被告人目今旅行セルニ付帰郷ノ上可訴出旨申立テタリ仍テ任其意訴状却下候事

印\*

主 「小島」<sup>\*\*</sup>

副 「松野」<sup>\*\*</sup>

<sup>\*\*</sup>丸朱印  
<sup>\*\*</sup>丸朱印

明治十年四月九日

売掛代金淹滞之訴状

廣島縣安藝國安藝郡瀬戸島

□□□番次新□□番邸

商 KW 源右エ門

第千六百貳十号

(二四九B)

(記述なし)

(二五〇A) 【一八七】**【貸金催促】**

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該証書ノ契約ハ家禄ヲ抵当トナシタル者ニ付明治五年第三百(十七)<sup>(注15)</sup> <sup>\*\*\*</sup>号公布ニ依リ「受理セズ」<sup>\*\*\*</sup>

<sup>\*\*</sup>カッコ内ニ字抹消

（資 料）

修道法字 三八卷 一号

三三三（三三三）

採揚ヶ裁判ニ及バズ依テ訴状却下候事

カッコ内四字抹消

印\*

明治五年太政官第三百号公布ニ依リ受理セス

\*「横地安信」の丸朱印

印\*

主 「脇屋」 \*\*\*\*\*

丸朱印

副 「小島」 \*\*\*\*\*

丸朱印

明治十年五月九日

貸金催促之訴状

明治十年五月九日

貸金請求之訴状

廣島縣

安藝國廣島中島本町

□□□番邸 OF 喜兵衛方止宿

山口縣

長門國厚狭郡 \* 吉田村

\* 読みは「あさ」郡

五百四十番邸

原告代人 平民 藤井 丑之助

第貳千百六十一号

（二五〇B）

（記述なし）

（二五一A）【一八八】【貸金請求】

修道法字 三八卷 一号

三三三（三三三）

明治五年太政官第三百号公布ニ依リ受理セス

印\*

主 「小島」 \*\*

丸朱印

副 「松野」 \*\*

丸朱印

廣島縣

安藝國沼田郡国泰寺村

□□□□番邸 KT 茂方同居

商 YD 清五郎

第貳千百五十号

（二五一B）

（記述なし）

（二五一A）【一八九】【地所買受代金取戻】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴明治七年第八十一号公布証券



印税規則第二則ニ違反スル証書ニ付  
訴状却下候事

明治十年五月十日 印\*

主 「山田」 \*\*

副 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年五月九日

地所買受代金取戻シノ訴状

廣島縣安藝国沼田郡廣瀬村

七百七十七番邸寄留

長崎縣肥前国藤津郡石垣村

千三百六十六番邸

土族 満野 順一

第貳千百三十八号

(二五二B)

(記述なし)

地券名前書換ヲ受ケズシテ地所引渡ヲ請求スルハ

明治八年第百六号公布ニ抵触セルヲ

以テ採揚裁判ニ及バズ依テ訴状却

下候事

明治十年五月十一日

主 「脇屋」 \*\*

副 「松野」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

(二五三B)

(記述なし)

(二五四A) 【一九二】訴訟入費催促

印\*

本訴ハ訴訟入費六箇月ヲ経過セシ後訴へ出ル

モノニ付受理セス却下候事

印\*

\* 「横地安信」の丸朱印

(二五三A) 【一九〇】売渡定約違約

印\*

十年第百七十七号

\* 欄外右上「横地安信」の丸朱印

\*\* 欄外上部に横書き

主 「一色」 \*\*

副 「小島」 \*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三二(三三二)

ハ資 料V

修道法学 三八卷 一号

三三二 (三三二)

明治十年五月十六日

訴訟人費催促ノ訴状

廣島縣備後国深津郡  
西町三百八十六番邸  
士族 和田 詫美

廣島縣安藝國廣島小町

千八十三番邸

士族 吉井 護

第二千三百八十五号  
(二五五B)

(記述なし)

第貳千貳百九十四号

(二五四B)

(記述なし)

(二五六A) 【一九三】【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

被告身代限掲示期限外ノ追訴ニ付明治七年第七十一号

公布ニ依リ此度ノ分配ニ加ヘス〔受理セス〕\*\*訴状却下候事

印\*

\*\*カッコ内四文字抹消

主 脇屋代\*\*\*

副 小島\*\*\*

\*\*\* 朱書き  
\*\*\* 丸朱印

(二五五A) 【一九二】【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

被告身代限掲示期限外ノ追訴ニ付明治七年第七十一号

公布ニ依リ此度ノ分配ニ加ヘス訴状却下候事

印\*

主 脇屋代\*\*

副 小島\*\*

\*\* 朱書き  
\*\* 丸朱印

明治十年五月廿一日

貸金催促之訴状

明治十年五月廿一日

貸金催促之訴状

廣島縣備後国深津郡

西町三百八十六番邸

士族 和田 詫美

第一千三百八十六号

(二五六B)

(記述なし)

(記述なし)

〔二五七A〕〔一九四〕【貸金請求】

印\*

本诉被告身代限掲示期限後ノ追訴ニ付

明治五年第百八十八号<sup>(注16)</sup>明治六年第七十号

公達ニ参照シ訴状却下候事

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

〔二五八A〕〔一九五〕【引負米請求】

印\*

本訴米貳石余請求ノ証書ハ界紙ヲ用ヒサルモノニ付

受理セス

訴状却下ス

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

主 「一色」\*\*  
フク「松野」\*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

主 「山田」\*\*  
副 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印  
\*\* 丸朱印

明治十年五月廿三日  
引負米請求之訴状<sup>(注16)</sup>

明治十年五月廿一日  
貸金請求之訴状

廣島縣安藝国賀茂郡柏原

□□□□番邸

農 KM 新右衛門

同縣同国同郡同所

□□□□番邸

農 HW 相助

同縣同国同郡同所

□□□□番邸

第貳千三百七十号

(二五七B)

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三三〇(三三〇)

〈資 料〉

農 F T 円助

第貳千四百貳十九号

(二五八B)

(記述なし)

修道法学 三八卷 一号

三二九(三一九)

(二五九B)

(記述なし)

〔二六〇A〕〔一九七〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴ノ証ニIK都賀夫殿ヨリ正ニ借用仕候云々MU常

右衛門殿御取次ト記載アル以上ハ都賀夫債主ナルベキニ

常右衛門ヨリ訴出ルモノ

二付明治九年

第九十五号公布ニ<sup>(注)</sup>抛リ訴状却下ス

印\*

主 「一色」\*\*

副 「小島」\*\*

\*\* 丸朱印

\*\* 丸朱印

〔二五九A〕〔一九六〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

本訴ハ定期期限後壹ケ年ヲ過キ訴出ルモノニ付

明治六年第三百六十二号

公布ニ依リ却下候事

印\*

主 「一色」\*\*

副 「山田」\*\*

\*\* 丸朱印、二ヶ所

\*\* 丸朱印、二ヶ所

明治十年五月廿五日

貸金催促ノ訴状

明治十年五月廿六日

貸金催促之訴状

廣島縣安藝國廣島元柳町

百八拾番邸 同居

平民 喜多 英七郎

第貳千四百六十六号

廣島縣安藝國廣島袋町

□□□□番次新□□番邸

商 MU 常左衛門

第貳千四百九十一号

〔二六〇B〕

(記述なし)

〔二六一A〕〔一九八〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

貼用ノ印紙ニ調印セザルヲ以テ明治七年第八十一号布告証券印  
税規則第一<sup>(注原)</sup>則第二条ノ規則ニ違ヘルニ因リ取揚ケ裁判ニ及

バズ候事

印\*

主 「脇屋」\*\*

\*\* 丸朱印

副 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印

明治十年五月廿八日

貸金催促ノ訴状

廣島縣安藝國廣島鉄炮屋町

五百十番邸

平民 原田 哲藏

第貳千五百三十四号

〔二六一B〕

(記述なし)

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三二八(三二八)

〔二六一A〕〔一九九〕【貸金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴第壹号「証」\*\*ハ尋常「貸」\*\*\*借用金証書ニシテ第二号ハ地  
所書 \*\* カッコ内一字抹消  
\*\*\* カッコ内二字抹消

入証ナリ然レバ裁判上処分ノ區別有之ヲ壹訴状ニ記載スル

ニ付訴状下戻スニ因リ更ニ認換ヘ「之上」\*\*\*訴出ツ可キ事

主 「脇屋」\*

\*\*\* カッコ内二字抹消

副 「一色」\*

\* 丸朱印

明治十年五月廿九日

貸金催促之訴状

廣島縣安藝國沼田郡江波\*\*村

千六百貳拾八番邸

農 小山 幸助

第貳千五百五十壹号

〔二六二B〕

(記述なし)

\*\* 読みは

「えば」村

〔二六三A〕〔二〇〇〕【月賦金催促】

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

金拾壹円八拾九銭二厘ノ借用証書証券ニ界紙ヲ用ユル者

ニ付明治七年第八十一号公布証

券印税規則第壹則第二條<sup>(注四)</sup>

ニ依リ取揚ケ裁判ニ及バス候事

印\*

主 「脇屋」\*\*

\*\* 丸朱印

副 「不明」\*\*

\*\* 丸朱印

明治十年五月廿八日

月賦金催促ノ訴

廣島縣安藝國牛田村四百八十番邸

農 矢尾光太郎 同居

商 宮崎 卯三郎

第貳千五百三十貳号

〔二六三B〕

(記述なし)

印\*

\*「横地安信」の丸朱印

該訴(貸米) \*\*万延二年\*\*ノ貸米ナルヲ以テ明治五年第

三百十七号公布ニ平民相互ノ金穀貸借慶応三<sup>(注四)</sup> \*\* カッコ内ニ字抹消

丁卯十二月<sup>(注四)</sup> \*\* 西曆

晦日以前ニ係ル者ハ一般裁判ニ不及トアルニ依リ取揚

ケ裁判ニ不及候事

印\*

主 「脇屋」\*\*

\*\* 丸朱印

フク「小島」\*\*

\*\* 丸朱印

明治十年五月三十日

貸米請求ノ訴状

廣島縣

安藝國賀茂郡志和堀村

農 □□□□番邸

農 SD 所平太

第貳千五百六十九号

〔二六四B〕

(記述なし)

〔二六四A〕〔二〇一〕【貸米請求】

〔二六五A〕〔二〇二〕【貸金】<sup>(注1)</sup>

印\*

十年二千五百七十一号<sup>\*\*</sup>

該訴中一行拾七字詰或ハ八字詰等

ニ記載セシ処アリテ訴答文例<sup>(注1)</sup>第三章

訴状定則ノ第四ニ定メアル規則ニ違ヘ

ル耳ナラス不明瞭ノ文字多キヲ以テ

更ニ改正之上訴出ツ可シ因テ訴

状下戻候事

明治十年五月卅一日

\* 「横地安信」の丸朱印  
欄外上部に墨の横書き

太政官第七十卷〔百八十八〕<sup>\*\*</sup>号公布<sup>(注2)</sup>

印\*\*

カツコ内四字抹消<sup>\*\*</sup>  
カツコ内一字抹消<sup>\*\*</sup>

ニ基キ却下候事

主 「松野」\*  
フク「一色」\*

\* 丸朱印  
\* 丸朱印

明治十年六月一日  
貸金催促ノ訴状

主 「脇屋」<sup>\*\*</sup>  
フク「小島」<sup>\*\*</sup>

丸朱印<sup>\*\*</sup>  
丸朱印<sup>\*\*</sup>

廣島縣安藝国高田郡  
来女木村七百八十七番邸  
農 秋田 武八郎  
第貳千六百十号号  
〔二六六B〕

〔二六五B〕  
(記述なし)

(記述なし)

〔二六六A〕〔二〇三〕【貸金催促】

追訴\*

印\*\*

本訴被告人身代限掲示期限ヲ過去リタル者ニ付明治七年

\* 右側欄外の位置に朱書き

\*\* 「横地安信」の丸朱印

〔二六七A〕〔二〇四〕【貸金催促】

印\*

本訴被告人身代限掲示期限ヲ過去リタル者ニ付  
明治七年太政官第七十号公布ニ基キ却下候事<sup>(注3)</sup>

\* 「横地安信」の丸朱印

明治十(一八七七)年「却下文書」(民第二五號ノ一)について(三・完)

三二六(三二六)

ハ資料

修道法学 三八卷 一号

三二五(三二五)

印\*

主 「松野」\*\*

\*\* 丸朱印

フク「一色」\*\*

\*\* 丸朱印

明治十年六月一日

貸金催促ノ訴状

原告 高木 傳兵衛

全縣全国廣島□□町

商 I U 兵次郎 代人

全縣全国廣島八丁堀

(二六八B)

平民

被告 平元 和七郎

右原告ヨリ被告ニ掛ル該一件ハ原告代人ハ原告

人ヨリ被告人ノ父 I U 武兵衛へ明治九年十二月

十六日金三十五円相預ケ其後武兵衛退隱

致スニ付跡相続ノ被告兵次郎ヨリ濟方受ケ

度旨申立テ被告代人ハ原告該請求金ハ被告

人ノ父武兵衛儀退隱 明治九年 後原告人ヨリ 明治

十二月 相預リタル旨今般武兵衛ヨリ承知致スモ 九年

父退隱後ノ負債ナレバ直ニ被告トナルヘキ謂レナ

キ旨申立畢竟原告証ノ負債主ハ明治九年

七月三十日退隱セシモノナル以上ハ該訴ハ負債

(二六九A)

第貳千六百十貳号

(二六七B)

(記述なし)

(二六八A) (二〇五) (預ケ金) 却下案<sup>(注四)</sup>

明治十年第二千三百七十二号\*

\* 事件番号は朱書き。

本文は黒の墨書き

七等判事印\*\*

\*\* 「横地安信」の丸朱印

主 四級判事補 一色 小十郎 印

副 十三等出仕 松野 節夫 印

却下案



主IU武兵衛へ掛ルヘキモノニテ直ニ井上兵次

郎へ掛(り出訴ス) \*ルハ其当ヲ得サルモノトス因テ \* カッコ内

受理セズ訴答書却下候事

四字抹消

但 訴訟入費ハ成規通り原告人ヨリ償却

事

スベシ

高木 傳兵衛 印

明治十年六月六日

〔二七〇B〕

(記述なし)

〔二六九B〕

(記述なし)

〔二七一A〕 〔二〇五―三〕 〔被告代人口供〕<sup>(注16)</sup>

明治十年六月一日御審問

ニ付被告代人口供

第一条

原告差出ス証書ハ父ノ残処

ニ而相預リ同人ハ退隠後

相預リ候物ニ而尚九通兵

治郎ニ関係無之事

平元 和七郎 印

〔二七〇A〕 〔二〇五―二〕 〔原告代人口供〕<sup>(注16)</sup>

明治十年六月一日御審問

ニ付原告代人口供

第一条

該件証書ノ如ク相預ケ入用

ノ儀有之催促候処相約足

候様申聞際限無之ニ付

訴候事

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三二四(三二四)

〔二七一B〕

(記述なし)

(記述なし)

〔二七二A〕 〔二〇六〕 【貸金請求】

印\*

該訴ハ書損或ハ氣ノ取違十一日答  
之義有之旨ヲ以テ訴状下戻ヲ  
受度旨申出ルニ付  
訴状却下候事

印\*

主 「脇屋」 \*\*  
フク 「小島」 \*\*

明治十年四月二日

貸金請求之訴状

廣島縣安藝国沼田郡

廣瀬村二十卷番邸

士族 神川 春太郎

第千四百九十卷号

〔二七二B〕

\* 「横地安信」の丸朱印

\*\*  
丸朱印  
\*\*  
丸朱印

〔二七三A〕 〔二〇七〕 【売掛代金請求】

印\*

該诉被告人身代限濟口後未夕身代持直サ、ル旨申立ル  
上ハ被告本人へ更ニ濟方難付候事  
明治十年六月八日

印\*

主 「山田」 \*\*\*  
副 「松野」 \*\*\*

明治十年三月七日

売掛代金請求之訴状

廣島縣安藝国廣島

紙屋町□□□□番邸

H O 菊太郎へ同居

士族 T N 喜太郎

第千六百号

〔二七三B〕

(記述なし)

十六日答\*\*

\* 「横地安信」の丸朱印

\*\*  
丸朱印  
\*\*\*  
丸朱印

\*\* 右側に書かれている。

一〇注の部(3)

(注106) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、明治十年の『訴状受取録』(民第六号ノ五及び六)には本件の記録は見当たらない。

(注107) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注108) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注109) 本件は、「訴状却下案伺」「原告側の陳述書」「訴状」の順に編綴されている。

(注109ノ2) 明治十年『訴状受取録』(民第六号ノ五)には本件の記録は見当たらない。

(注110) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注111) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注112) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注113) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注114) 明治六年太政官布告第二百四十七号(七月十七日)(布)「訴答文例」(法令全書 明治六年、三三〇〜三五三(三三六)頁)は、訴状につき以下のように規定している。

「第五章 一冊ノ訴状ハ一事件ニ止ル可キ事

第二十一条 原被告人共人員多少ニ拘ラス訴状ハ一事ヲ一冊ニ書

スルニ限ル可シ又原告人一名ニシテ同時ニ数件ヲ訴フルモ訴状ヲ各冊ニ作ル可シ」

因みに、現行の訴えの客観的併合に当たる場合について、次のように規定している。

第六章 一冊ノ訴状ニシテ二件以上ヲ合スラ得ル事

第二十二条 貸借ニ事件以上ニシテ原被告人共別人ニ非レハ一冊

ノ訴状ニシテ二件以上ヲ合スラ得可シ」

「貸借ニ事件以上」と規定しているところから、この条文は本件には適用されないと判断したのであるうか。

(注115) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、訴状本体は本簿冊には見当たらない。

本件は、『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)によると、

「十二月十九日 原 廣島□町農 H 他人之助

三千六百八拾四 條約金違約訴 代人 喜多 英七郎

○十年三月廿八日 被 佐伯郡□□村農

掛 小島 副山田 却下 MD 彦右衛門」

とあり、欄外上部に「第二五ノ一」の朱書きがある。

なお、「第二五ノ一」は、本書「却下文書」の簿冊番号と一致する。(注116) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注117) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。訴状

本体は本簿冊には見当たらない。なお、『訴状受取録』明治九年(民第六号ノ三)及び十年版(民第六号ノ五及び六)には、本事件に対応

する記録は見当たらない。なお、『訴状受取録』明治十年(民第六号ノ五)は、『第十百四十五号』から始まっている。「第六号ノ四」の所在が分からないので、それに記載されているのかも知れない。また、念のために照合してみた明治七・八年版(合冊)(民第六号ノ一)は、明治七年分は、事件番号第一号ノ第五三三号までの受付記録であり、明治八年版(民第六号ノ二)には、事件番号第一二九ノ一九三〇号の部分が欠けているため、いずれも『訴状受取録』と照合して、事件のより具体的な内容や経過を把握することは出来なかった。

(注118) 半葉一二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注119) 半葉一二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注120) 明治六年太政官布告第三百六十二号(十一月五日)(布)(『法令全書 明治六年』五六七頁以下)は、いわゆる「出訴期限規則」である。本件の原告が主張する請求権は、第二条の「商人ヨリ商人ニ非サル者へノ売掛代金」(一ヶ年)に当たると見たのであろうか。なお、後出(注121)、本稿(一)(注33、同(二)(注98)を参照。

出訴期限規則については、内池慶四郎『出訴期限規則略史—明治時効法の一系譜—』(慶應義塾大学法学研究会叢書20、昭和四三年)が詳しい。

(注121) 半葉一二行藍罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注122) 明治九年太政官布告第九十九号(七月六日)輪郭附(『法令全書 明治九年』七三頁)は、以下のように規定している。なお、本稿

(一)(注4)を参照。

「金穀等借用証書ヲ其貸主ヨリ他人ニ讓渡ス時ハ其借主ニ証書ヲ書換ヘシムヘシ若シ書換ヘシメサルニ於テハ貸主ノ讓渡証書有之トモ仍ホ讓渡ノ効ナキモノトス此旨布告候事

但相続人へ相続候ハ此限ニアラス」

(注123) 明治七年太政官布告第八十一号(七月二十九日)輪郭附(『法令全書 明治七年』六九ノ八四頁)は、以下のように規定している。

「明治六年三月第五十六号以下追々及布告候証券印紙規則捨テ相廢シ更ニ別冊ノ通相定メ本年九月一日ヨリ施行候条此旨布告候事

但帳簿罰則ハ來ル明治八年一月一日ヨリ施行候儀ト可相心得事」

として、

別冊において、詳細な規定を置いており、全五則合計五〇カ条、さらに例示の五図を加えるとかなり大部の規則である。なお、本稿(一)(注40)を参照。

(注124) 明治八年太政官布告第九十六号(十二月二十日)輪郭附(『法令全書 明治八年』四四七ノ四五〇頁)「訴訟用罫紙規則」は、全一五カ条より成り、その第九条は、訴訟の種類、訴額に応じて当事者が用いるべき罫紙の種類・定価を細かく定めている。

本件では、訴額が一〇円以上であるが、一〇円未満で用いるべき黄色の罫紙を使用している。右規則によれば、黄緑色の罫紙を使用すべきであったことになる。もっとも本文の記載は「金高八拾円」と紛らわしいが、仮に訴額が八〇円以上であったとしても、一〇〇円未満なので黄緑色の罫紙を使用すべきであったことになり、結論は変わら

ない。

因みに、同書欄外上部には「十七年第五号布告ニ依リ消滅」との注記がある。

この明治十七年太政官布告第五号（二月二十三日 司法卿連署）（『法令全書 明治十七年』四〇六頁）は、全十二カ条より成るが、

「民事訴訟用印紙規則別紙ノ通制定シ明治十七年四月一日ヨリ施行ス」

但明治八年十二月第九十六号布告訴訟用野紙規則ハ右施行ノヨリ廢止ス

右奉勅旨布告候事」と定め、新規の民事訴訟用印紙規則を掲げている。そこでは民事訴訟の書類には印紙を貼用するものとし、訴状には正本一通につき訴額の多寡に応じて貼用すべき印紙額を定めている。

（注125） 利息制限法は、明治十年太政官布告第六十六号（九月十一日 輪郭附）（『法令全書 明治十年』六三二―六四頁）により「利息制限法左ノ

通相定候条此旨布告候事」（前文）として制定され（至五カ条）、その第二条は、金銀貸借上の利息の上限を以下のように定めている。

「第二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ

利息ニシテ

元金百円以下ハ 一ヶ年ニ付百分ノ二十（二割）

百円以上千円以下 百分ノ十五（一割五分）

千円以上 百分ノ十二（一割二分）以下

明治十（一八七七）年『却下文書』（民第二五號ノ一）について（三・完）

トス

若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ」

本件において、当事者間で定めたとされる月三歩の利息は年三割六分（三六パーセント）に達し、同条の規定する上限を超えることになる。

（注126） 半葉二行黒罫紙、中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

（注127） 明治五年太政官布告第三百十七号（十月二十二日）（布）（『法令全書 明治五年』二二六頁）は、以下のように規定している。

「平民相互ノ金穀借貸慶応三年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者ハ一般裁

判ニ不及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」

（注128） 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、

訴状本体は本簿冊には見当たらない。

（注129） 明治六年太政官布告第三百六十二号（十一月五日）（布）（『法令全書 明治六年』五六七頁以下）は、「出訴期限規則」である。

第一条は、以下のように、六箇月限りの権利を列挙している。

「一 学業の授業料 一 旅籠料 一 運送賃 一 飲食

料 一 手附金 一 商人互ノ売掛金 一 職人ノ手間

代金 一 日雇人ノ給料 一 請負金 一 芝居等ノ木

戸銭又ハ棧敷銭等 一 男女芸者ノ揚代金」

そして、第五条は、以下のように規定している。

「一 従前取結ヒタル条約ニテ明治六年十二月三十一日以前ニ条約

期限ノ切レタル事件ハ右明治六年十二月三十一日ヲ条約ノ期限ト看做スヘシ又従前取結ヒタル条約ニテ其期限ノ明治七年一月一日後ニ及フ事件ハ条約期限ノ切レタル翌日ヨリ第一条第二条第三条ノ種類ニ従ヒ出訴ノ期限ヲ起算致スヘキ事

但明治五年壬申第三百号布告第三条ニ定メタル規則ハ格別ナリトス

なお、(注120)、本稿(一)(注33)、同(二)(注98)を参照。

(注130) 明治九年司法省甲第壹号布達(二月二十二日 輪郭附)〔法令全書

明治九年〕一三五頁以下)は、「代言人規則」で全一五カ条より成る。代言人規則の前文は、

「来ル四月一日ヨリ以後ハ右規則通り免許ヲ經サル者へ代言相頼候儀不相成候条此旨布達候事」として、司法卿より免許状を受けた代言人に代言を依頼することができる旨を定め、続く前文の但書には、

「但四月一日以後代言人無之且本人疾病事故ニテ不得已場合ニ於テハ其至親(父子兄弟又ハ叔姪)ノ内之ニ代ルヲ得ハク若シ至親無之者ハ区戸長ノ証書ヲ以テ相当ノ代人ヲ出ス亦不苦」と定めた。本件では、代言人規則の前文但書に抵触するとした。

代言人は、司法職務定制(明治五(一八七二)年)により創設され、本規則によって代言人を職業的資格として公認し、現在の弁護士制度につながる最初の法令である。なお、代言人制度の概要については、新井勉・蕪山殿・小柳春一郎著『ブリッジブック 近代日本司法制度

史』六七頁以下が手頃である。

代言人の職務の内容に関しては、第一条以下に詳細な規定が置かれている。

なお、「訴答文例」は、代書人について「原告人訴状ヲ作ルハ必ス代書人ヲ撰ミ代書セシメ、自ラ書スルコトヲ得ス。但シ従前ノ差添人ヲ廢シ之ニ代ルニ代書人ヲ以テス」(第二卷第二章三条)。また、「被告人自ラ答書ヲ書スルヲ許サス。必ス代書人ヲシテ代書セシム可シ。其代書人ヲ撰ミタル時ハ即日裁判所ニ届ケ且原告人ニ報告スヘシ」(後略)として、訴状、答書には本人と代書人の氏名連印を要求している。なお、代書人、代言人、および訴答文例の弁護士制度に関する二元主義について、瀧川毅一「訴答文例小考」『日本裁判制度史論考』(信山社、一九九一(平成三)年)三六〇三頁を参照されたい。

(注131) 明治九年五月十九日、本(「廣島」 縣号外布達は、広島県立図書館

所蔵のこの時期の『広島県布達』には見当たらなかった。

ただ、『広島県史年表 別編1』(編集発行 広島県昭和五九年三月)には、同年五月一九日の項に、「福山町に裁判所支庁設置。備後六郡を管轄(県無号)」の記事がある。本布達は、本件却下理由と突き合わせると、この項に関するものではないかと推測しているが、大方のご教示を仰ぐことができれば幸いである。

(注132) 「証券印税規則」明治七年太政官布告第八十一号(七月二十九日

輪郭附)〔法令全書 明治七年〕六九〇八四頁。本稿(二)(注40)。(注133) 半葉二行黒罫紙、B面を使っているのと一行分綴じ込まれている

ため、一葉中央部分は判読不能。なお、本件の訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注134) 本件は目次には見当たらない。記載漏れと思われる。ここでは簿冊の編綴順に従って置いた。

明治八年太政官布告第百六号(六月十八日 輪郭附)〔法令全書 明治八年(一一八頁)は、以下のように規定している。〕

「明治七年十月第百四号布告左ノ通改正候条此旨布告候事

地所売買致シ候節代金受取之証文有之共地券申受ケサレハ買主ニ其地所所有ノ權無之候条規則ノ通地券書替可申請事」

(注135) (注132) を参照。

(注136) 半葉一二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。本件の訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注137) (注130) を参照。

(注138) (注122) を参照。

(注139) (注122) を参照。

(注140) 本件は『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)によると、

「六月廿四日 原 安藝郡□□村

千九百七十七 月賦金催促訴 M M 五平

○ 十年四月廿三日 被 同郡 同村

掛一色 副小島 却下 MR 六右衛門

とあり、欄外上部に「第二五ノ一」の朱書きと朱「〇」印、「二色」の丸朱印がある。

「第二五ノ一」は、本書『却下文書』の簿冊番号と一致する。

(注141) 半葉一二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。事件番号を除き本文と日付は朱書き。

「印紙消印之規則」については、明治七年太政官布告第八十一号(七月二十九日 輪郭附)〔法令全書 明治七年(六十九頁以下)(後出

(注148) 及び本稿(二)(注40)を参照。なお、本件の訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注142) 半葉一二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。(注143) 本件は、『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)によると、

「六月十二日 原 御調郡□□町

千八百六十六 売米違約訴 M O 信四郎

○ 十年四月廿五日 被 世羅郡□□村

掛一色 副松野 却下 T S 寛太郎

とあり、欄外上部に「第二五ノ一」の朱書きと朱「〇」印、「二色」の丸朱印がある。

「第二五ノ一」は、本書『却下文書』の簿冊番号と一致する。なお、本件の訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注144) 半葉一二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。(注145) 半葉一二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注146) 明治五年太政官布告第三百号(十月七日)(布)〔法令全書 明治五年(二〇二頁)は、四号に分けて以下のように規定している。本件は

その中の第一号又は第三号に該当すると考えられる。

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三〇八(三〇八)

「一 華士族卒へ掛り候金穀貸借ハ明治二年巳六月郡臬制被仰出候以前ノ分ハ裁判ニ不及候事

一 静岡及ヒ仙台会津其他再立ノ藩々再立以前ノ金穀貸借ハ裁判ニ不及候事

一 自今貴賤上下一般ノ人民互に期ヲ約シテ金銀貸借シ如シ期ニ及テ不返時内証屢催促ヲナスト雖トモ期月後滿五年ニ至ル迄一度モ訴出サル者ハ裁判ニ不及候事

但當七月以前ノ貸借ノ分ハ此限ニ非ス

一 從前今後共家祿ヲ引當ニ致シ候金銀貸借ノ儀ハ一切裁判ニ不及候事」

(注147) 半葉一二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、本件の訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注148) 「証券印税規則」(明治七年太政官布告第八十一号(七月二十九日輪郭附))『法令全書 明治七年』(六九〇八四頁)。なお、(注123)、

(注141) 及び本稿(二)(注40)を参照。

本件の金銭約定証書は、第二則第一条の「第二類諸証書」を列挙している中の「金銭約定証文」に該り、六拾円余の場合、印税七錢分を貼付すべきであったと考えられる。

(注149) 半葉一二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、本件の訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注150) 半葉一二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、本件の訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注151) 明治八年太政官布告第八拾壹号公布証券印税規則第二則第二条印紙調印ノ規則とあるのは、「郵便ハガキ紙左ノ見本ノ通改正候条此旨布告候事 但當分從前ノハガキ紙取交相用不苦候事(ハガキ一錢半紙見本略ス)」の規定である。恐らく、明治七年の誤記と考えられる。

明治七年第八十一号証券印税規則第二則第二条は、以下のように規定している。

「一 証券ハ總テ証券渡主ニテ印紙貼用ノ上必ス実印ヲ以テ其印紙ノ全面減却セサル様第一号圖ノ通調印致スヘキ事」(法令全書 明治七年 七五頁)

(注152) 本訴状にある「第二百三十六号モ同様下戻ス印」(「脇屋」の丸朱印)の追記は「第貳千百三十七号」事件の訴状に書くべき内容を本訴状に誤って書いたものと思われる。本簿冊の目次には「第貳千百三十七号」事件の記載はあるが、訴状本体は本簿冊には見当たらない。編綴の際、その訴状を誤って省いてしまったのではないかと推測している。

(注153) 明治五年太政官布告第三百号(十月七日)(布)『法令全書 明治五年』(二〇二頁)については、(注146)を参照。

因みに、明治五年太政官布告第三百十七号(十月二十二日)(布)『法令全書 明治五年』(二二六頁)については、(注127)を参照。

(注154) (注146)を参照。

(注155) 明治七年太政官布告第八十一号公布証券印税規則第二則(法令全書 明治七年 六九頁以下)。第二則は、「第一条 一 諸証券ヲ分テ



三類トス」として、「○第二類諸証書」中に、「一 地所並建家売渡証文」を挙げている。この証書類には、金、米、雑穀の額に応じて界紙を使用すること及び印税の額を増加すべきことを定めている（七一～七三頁）。なお、（注15）を参照。

因みに、訴状の記載から、本件は五月九日に受付、翌二〇日に却下の裁判がなされたことが解る。

（注16） 半葉一二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、訴状本体は本簿冊には見当たらない。

（注17） （注14）を参照。

（注18） 出訴期限規則による。（注12）を参照。

（注19） 明治七年太政官布告第七十一号（七月三日 輪郭附）（『法令全書

明治七年』六六頁）は、以下のように規定している。

「明治六年五月第八十一号布告身代限掲示案左ノ通改正候条此旨布告候事

何町村

何ノ誰

右ノ者何町村何ノ誰ヨリ何々 其事目ヲ掲グ 出訴ニ及ヒ吟味ノ上 身代限申付ルニ付若シ何ノ誰ヘ係リ金穀其他諸取引ノ訴有之者ハ 当何日ヨリ来ル何月何日迄日数六十日内ニ当裁判所ヘ訴出ツヘシ 右日限過去訴出ルニ於テハ此度身代分散金ノ分配ニハ不差加者也」

（注15）を参照。

明治十（一八七七）年『却下文書』（民第二五號ノ一）について（三・完）

（注16） 明治五（一八七二）年太政官布告第百八十八号（六月二十三日）（布）（『法令全書 明治五年』一三二頁以下は以下のように規定している）。

「貸金銀滞出入ニ付身代限申付候節以来ハ当人宅並各府県裁判所門前 高札場等三ヶ所へ別紙案文ノ通相認メ三十日間掲示致シ候土身代限済方可申付尤右之趣伝承日限中追願致候分ハ取札処置可致事」として、三〇日間の掲示期間を定めた。この規定は、同書欄外上部の注によれば、「明治七年太政官第七十号ヲ以テ三十日ヲ六十日ト改ム」とされた。

（注16） 明治六（一八七三）年太政官布告第七十号（二月二十五日）（布）

（『法令全書 明治六年』六四頁）は、

「身代限申付候節各所へ掲示日数ノ儀三十日ト申第百八十八号布告

ニ及候処詮議ノ次第有之六十日ト改正候条此段更ニ相違候事」として、三〇日間を六〇日間に改めた。なお、本稿（一）（注32）を参照。

（注13） 界紙（＝野紙）を使用すべきことは、明治八年太政官布告第百九十九

六号（十二月二十日 輪郭附）（『法令全書 明治八年』四四七～四四九頁）に規定されている。なお、（注14）を参照。

（注14） 「引負米」の意味が必ずしも明らかではない。

「引負ひ（ひきおい）」の語義につき、

『日本史広辞典』（山川出版社、一九九七年）では、「金の使いこみ

三〇六（三〇六）

主家の金の使いこみなどをさす場合が多い。徳川綱吉政権の天和期には、引負した代官がいつせいに処罰された。一方、引負した奉公人は、金額の多少に応じて罰せられ、悪質な場合は遠島や死罪とされることもあった。奉公人が引負した金は奉公契約の際の保証人である請人が弁済すべきものとされていたが、請人みずからが奉公人に引負、取り逃げをすすめ、両者結託して逃亡する例も少なくなかった」などとしているが、本件の訴状には、証書が界紙を用いていないことを理由に訴状却下の取扱いをしている。形式的な理由が書かれているだけで、事案の詳細は分からない。ここでは辞典の説明を紹介するに止める。大方のご教示をいただければ幸いである。

(注166) 明治六年太政官布告第三百六十二号(十一月五日)(布)〔法令全書 明治六年〕五六七頁以下)は、「出訴期限規則」である。

第二条は、一ヶ年限りの権利として、

「一 医師ノ診診及ヒ薬料

一 授業師ヨリ門弟ニ給与シタル飲食料

一 商人ヨリ商人ニ非サル者ヘノ売掛代金

一 一箇年期マテノ奉公人給料

を挙げている。なお、(注120)、(注129)、及び本稿(一)(注33)を参照。

(注166) 明治九年太政官布告第九十五号(六月二十九日)〔法令全書 明治九年〕七二頁)は、以下のように規定している。

「戊辰ノ際諸軍出張先或ハ御用先ニ於テ調達金又ハ献金献米等致シ候

者追々御返弁被遊度候ニ付於府藩県取調方ノ儀明治二年二月申御沙汰相成候処右ハ同年四月限り取調詮議可及答ニテ右期限後請求ノ儀願出候トモ採用不相成筋ニ候条此旨布告候事」

(注167) (注151)を参照。

(注168) (注148)を参照。

(注169) (注127)を参照。

(注170) 半葉二行黒野紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注171) 明治六年太政官布告第二百四十七号(七月十七日)(布)〔法令全書 明治六年〕三三〇～三三三頁)「訴答文例」は、その「第三章」

で以下のように規定している。

「第三章 訴状ノ定期ノ事

第六条 訴状ヲ作ルニハ左ノ定期ニ循フ可シ

(中略)

第四 訴状ハ十六行ニシテ一行十五字詰ニ認メ正副二通ヲ具

ス可シ

但外国人ノ訴状ハ銘々英仏語ヲ以認ルコトヲ得ヘシ其日本翻訳ハ裁判所ニ於テ正副二通ヲ認メ其手数料を取立ツヘシ

(三三二頁)。

なお、答書につき、同趣旨の規定がある(第三三三條)〔三九二頁〕。

「第五 答書ハ十六行ニシテ一行十五字詰ニ認メ正副二通ヲ具ス可シ」

(注172) (注159) を参照。なお、太政官第百八十八号布告については、(注161) を参照。

(注173) (注159) を参照。

(注174) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。なお、訴状本体は本簿冊には見当たらない。

(注175) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注176) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

(注177) 半葉二行黒罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の印刷がある。

【注の部(3)了】

### 一一 目次の部(3)

『明治十年 却下文書』(民第二五号ノ一) 廣島地方裁判所民事部

#### 目次(その三)

番号	年度・番号	訴名	訴状受取日	裁判日	担当	目次欄の原告	目次欄の被告	備考(訴状記載上の原告)
125	十年 一一七三	氷雪入用金催促	十年三月 一六日		主 松野 副 小島	K K 與八	S S K 角次	原告 農 奥本 數奇男
126	一一八四	流質地所券状書換 請求	十年三月 一七日		主 一色 副 小島	T U 半右衛門	M N 伊助	原告 雜業 水津 覺兵衛
127	一一六七	官林払下落札指令 下ヶ書	十年三月 一六日		主 山田 副 松野	M U 柳平	Y M 國造	原告 代人 農 三宅 孟 三月一七日 原告 代人 より陳述書 三月一九日 訴状 却下 案伺
128	一一〇七	貸金催促	十年三月 一九日		主 松野 副 一色	S D 七右衛門	O K B 藤平 外四名	原告 工 松村 宗次郎
129	一一三〇	地所書入貸金条約 不履行	十年三月 二〇日		主 松野 副 小島	農 U H 治平 農 T K 千尋	M O 栄一郎	

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五号ノ一)について(三・完)

三〇四(三〇四)

140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130
十年 一一一八	十年 一三八六	十年 一三八一	九年 三六八四	十年 一三五一	十年 一三一七	十年 一三〇六	十年 一三一〇	十年 八七三	一 二六九	一 二八九
貸金催促	貸金催促	受負金	(成功謝金) 定約 金請求	貸地定約証請求	貸金催促	貸金催促	地券証書換請求	地券書換請求	手数料催促	貸金請求
十年三月 一三日	十年三月 廿八日	十年三月 廿八日	十年三月 廿八日	十年三月 廿七日	十年三月 廿六日	十年三月 廿四日	十年三月 廿四日	十年三月 廿六日申渡 却下案は 三月廿一日	十年三月 一六日	十年三月 一七日
主 小島 副 松野	主 一色 副 脇屋	主 脇屋 副 一色	主 小島 副 山田	主 山田 副 小島	主 山田 副 松野	主 小島 副 松野	主 小島 副 松野	主 一色 副 松野	主 山田 副 松野	主 松野 副 山田
F I 孝純	商 T U 幸兵衛	B S 森太郎	H 他人之助	農 K K 友右衛門	Y N 又八	農 S I 直三郎	T D 喜代助	N M 作一郎	農 H M 龍二	K M 宗七
K T 四郎左衛門	W Y 貞助	O M 道郎 外一名	M D 閔藏 後見人 M D 彦右衛門	T S 判右衛門	S T 幾太郎	F W 市右衛門	I Z 仁六郎	農 O 金造 (藏)	I M 理右衛門	H O 伊兵衛
原告 商 堀部 徳治郎			原告 喜多 英七郎 三月廿六日 原告人より陳述書	原告 農 秋田 武八郎	原告代人 農 平元 龍二		原告 農 嶋田 幾太郎	原告代人 農 奥本 數奇男 三月廿一日 原告代人より陳述書 三月廿一日 被告より陳述書	三月廿二日 原告より陳述書	原告 農 小林 藤三郎

152	十年 一四七六	預ヶ金催促	十年四月 二日		副主 副一色	主 A K 栄太郎	T B 栄助 外一名	原告 農 白根 淳六
151	十年 一四三五	貸金催促	十年三月 三十日		副主 副不明	K M 代造	N N 吾助	原告 商 藤本 寅五郎
150	十年 一四八三	貸金催促	十年四月 二日		副主 副一色	農 I D 助左衛門	S M 光右衛門	
149	十年 一五四二	利足金催促	十年四月 五日		副主 副山田	農 Y Z 半平	K K 鈴右衛門	十年四月六日 原告人より陳述書
148	十年 一四五〇	訴訟入費請求	十年三月 三十一日		副主 副山田	O C 豊三郎	I H 和三太	原告代理人 平 原田 東三郎
147	十年 一四六五	貸金催促	十年三月 三十一日		副主 副松野	農 Y Z 半平	K Y 八郎	
146	十年 一四六八	利足金催促	十年三月 三十一日		副主 副松野	農 Y Z 半平	K K 鈴右衛門	
145	十年 一四二五	貸金催促	十年三月 二十九日		副主 副一色	農 M M 彥之助	T O 保太郎	
144	十年 一四二四	貸金催促	十年三月 廿九日		副主 副一色	平 S I 近九郎	F W 市右衛門	原告 平 隅井 直三郎
143	十年 一四一七	貸金催促	十年三月 廿九日		副主 副山田	K K 善助	O N 佐兵衛	原告代理人 商 范田 宗兵衛 三月卅日 原告代人より陳述書
142	十年 一四三七	書入証催促	十年三月 卅日		副主 副小島	K M 菊平	N M 平三郎	原告代人 農 岡原 円吉 三月卅一日 原告代人より陳述書
141	十年 一四一四	貸地定約証請求	十年三月 廿九日		副主 副山田	農 K K 友右衛門	T S 判右衛門	三月卅日 原告人より陳述書

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三〇二(三〇二)

164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153
十年 一六二七	十年 一二八〇	十年 一五九八	十年 一五八六	十年 一五三二	十年 一五五一	十年 一五五二	十年 一五九一	十年 一五五六	十年 一五二九	十年 一五二二	十年 一三三二
戻 地券証并書入証取	定約金違約	預夕金催促	預金催促	貸金催促	貸金催促	貸金催促	貸金催促	貸金催促	買附鐵引渡	月賦金淹滞	山林讓受代金返戻
十年四月 十日	十年三月 廿三日	十年四月 九日	十年四月 七日	十年四月 五日	十年四月 六日	十年四月 六日	十年四月 七日	十年四月 六日	十年四月 五日	十年四月 四日	
		十年四月 十日									十年四月 六日
副 山田	主 小島	主 山田	主 小島	主 松野	主 山田	主 山田	主 脇屋	主 小島	主 松野	主 脇屋	主 山田
農 T S 時助	農 U H 治平	F H 来次	T G 利藤太	N M 源太郎	H 啓助	H 啓助	K T 宜暁	S Y 儀右衛門	商 Y N 嘉七	商 O N 亀助	T Y 源三郎 外一名
K I 重光 外一名	M O 栄一郎	D I 政兵衛 外一名	Y Y 徳五郎	K B 伊都枝 外二名	H S 各次郎	H S 各次郎	K D 磯三郎 外四名	H T 嘉助 外二名	D H 丈右衛門	S S K 関太郎	B 大三郎 外一名
	原告農 U H 治平 原告農 T K 千尋	原告農 中井 亀助	原告農 細川 廣三郎	原告商 中澤 才助	原告商 廣瀬 常助	原告商 廣瀬 常助		原告商 園田 宗一郎			

明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

三〇〇(三〇〇)

176	十年 一九〇五	貸金催促		十年四月 廿四日	主 脇屋 副 山田	I T 平作	N M 横造 外一名	
175	九年 一九七七	月賦金淹滞 換	九年六月 廿四日		主 一色 副 山田	農 M M 五平	M R 六右衛門	
174	十年 一八〇六	地所書入証名前書	十年四月 一九日		主 一色 副 松野	農 T M 登一郎	K B 保右衛門	
173	十年 一七七九	貸金請求	十年四月 一八日		主 一色 副 松野	農 K Y 栄助	I U 多一郎 外一名	
172	十年 一七三四	貸金催促		十年四月 一七日	主 脇屋 副 山田	Y N 久平	W D 源兵衛	
171	十年 一七四一	銃買受金取返	十年四月 一六日	十年四月 一七日	主 山田 副 松野	農 F T 善太郎	N G 吾助	
170	十年 一七四二	山取返請求	十年四月 一六日		主 脇野 副 脇屋	農 T H 増太郎		本件は訴状のみ編綴され、目次に記載がない。
169	十年 一六九五	貸金催促		十年四月 一三日	主 脇屋 副 一色	K I 周平	T D 隆吉	
168	十年 一六七六	貸金催促	十年四月 一一日		主 脇屋 副 山田	N Z 茂助	O D 運平	原告 商 池田 金兵衛
167	十年 一四二一	貸金催促	十年三月 廿九日		主 小島 副 松野	K Y 仲之助	M U 関之助	原告 士 戸田 確之進
166	十年 一六六五	貸金催促	十年四月 一一日		主 松野 副 小島	商 M M 唐一	S S K 慶次郎	
165	十年 一六五三	貸金催促	十年四月 一一日	十年四月 一一日	主 山田 副 小島	M N 直三郎	M K 友造	原告 農 原田 哲藏

177	九年 一八六六	売米違約	九年	十年四月 廿五日	主一色 副松野	農WD 榮十郎 TS 柴太郎 (覺)	被告代理人 平民 原田 東三郎 三月廿八日 原告及被告代理人陳述 書 四月五日 原告及被告代理人再度陳述 書 四月一日 原告及被告代理人陳述 書追加 四月一二日 却下案
178	十年 一九一七	預ヶ金催促	十年四月 廿四日		主一色 副小島	士ODW 篤眞 (G)	
179	十年 二〇一〇	貸金催促		十年四月 卅日	主脇屋 副小島	KM 大造	
180	十年 二〇三四	証書取戻		十年五月 一日	主脇屋 副一色	DH 類平 外一名	
181	十年 二〇六二	貸米催促	十年五月 三日		主一色 副松野	YI 亀吉	
182	十年 二〇八三	堤防修繕諸入費請 求	十年五月 五日		主一色 副松野	SSK 政三郎 外四名	訴状の原告欄には、二名 農TG 柳平と 農SSK 祖一の記載がある
183	十年 二二一〇	貸金		十年五月 八日	主脇屋 副山田	TM 義六	
184	十年 二二三六	貸金催促	十年五月 八日		主脇屋 副一色	SR 萬吉	原告 農 秋田 武八郎
185	十年 二二三七	貸金			AK 大作	FI 喜市	日次の記載のみで、訴状本体は編綴 されていない



明治十(一八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)

二九八(二九八)

196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186
十年 二四六六	十年 二四二九	十年 二三七〇	十年 二三八六	十年 二三八五	十年 二二九四	十年 二二七七 (地所引渡)	十年 二二三八	十年 二二五二	十年 二二六一	十年 一六二〇
貸金催促	引負米請求	貸金請求	貸金催促	貸金催促	訴訟入費催促	売渡定約違約 (地所引渡)	地所買受代金取戻 シ	貸金請求	貸金催促	売掛代金淹滞
十年五月 廿五日	十年五月 廿三日	十年五月 廿一日	十年五月 廿一日	十年五月 廿一日	十年五月 十六日		十年五月 九日	十年五月 九日	十年五月 九日	十年四月 九日
						十年五月 十一日	十年五月 十日			
副主 山田一色	副主 松野一色	副主 松野山田	副主 松野小島	副主 松野小島	副主 松野小島	副主 松野小島	副主 松野小島	副主 松野小島	副主 松野小島	副主 松野小島
S I 良平	K M 新右衛門* 外一名	K N 幸八	S T 良作	S T 良作	M K 良右衛門	S M 藤次	T K 市兵衛	商 Y D 清五郎	H 三九	商 K W 源右衛門
O S 小太郎	M T 吉之助	M I 庄次郎	T 達次郎	T 禎太郎	K O 玄良	K B 保之助	O K B 萬太郎	U K 好恕	T D 陽作	A I 為助
原告 平喜多英七郎	*原告 農 K M 新右衛門 原告 農 H W 相助 原告 農 F T 円助	原告 農 小林 藤三郎	原告 士 和田 詫美	原告 士 和田 詫美	原告 士 吉井 護		原告 士 満野 順一		原告 代人 平 藤井 丑之助	

207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197
十年 一〇〇六	十年 一四九一	十年 二三七二	十年 二六一二	十年 二六一一	十年 二五七一	十年 二五六九	十年 二五三二	十年 二五五一	十年 二五三四	十年 二四九一
売掛代金請求	貸金請求	預ケ金	貸金催促	貸金催促	貸金	貸米請求	月賦金催促	貸金催促	貸金催促	貸金催促
十年三月 七日	十年四月 二日		十年六月 一日	十年六月 一日		十年五月 三十日	十年五月 廿八日	十年五月 廿九日	十年五月 廿八日	十年五月 廿六日
十年六月 八日		十年六月 六日 (却下案)			十年五月 卅一日					
副主 松野	主 脇屋 副 小島	副主 松野	主 一色 副 一色	主 松野 副 山田	主 脇屋 副 小島	主 脇屋 副 小島	主 脇屋 副 不明	主 脇屋 副 一色	主 脇屋 副 松野	主 一色 副 小島
士 T N 喜太郎	A K エイ	K N 来次	I D 徳三郎	S S K 魏三郎	Y B 國助 外一名	農 S D 所平太	T 市助	O N 隆兵衛	S S K 柳吉	商 M U 常左衛門
H B 善太郎	E G 周四郎	I U 兵次郎	I D 豊三郎	I D 豊三郎	S W 升造	S G 幸次郎	H M 清八	K M 覺兵衛	I D 豊三郎	S B 善太郎
	原告 士 神川 春太郎	原告 代理人 商 高木 傳兵衛 六月一日 原告 代理人 口 供書 被告 代理人 平 平元 和七郎 六月一日 被告 代理人 口 供書	原告 農 秋田 武八郎	原告 農 秋田 武八郎			原告 商 宮崎 卯三郎	原告 農 小山 幸助	原告 平 原田 哲藏	

【注記】

① 本稿では、目次(3)は、【二二五】以下【二〇七】までの事件の目次を表にしたもの。体裁は既出のものに揃えた。

本簿冊の目次は誤りが少ないと考えられたので、基本的に目次の記載を基にした。ただ、以下の三箇所の変更があった。即ち、(ア)目次の【一

二八】「貸金催促」と【二二九】「地所書入貸金条約不履行」は、目次の順序が入れ替わっており、事件名も対応していなかったため、本文の順序と事件名に合わせたこと、(イ)【一七〇】事件「十年第一七四二号」の訴状はあるが、目次に記載されていないので、本稿では目次の記載を補充したこと、(ウ)【一八五】事件の訴状が無いので、本文の該当箇所にその旨を記したこと、である。

② 事件名は、目次の記載を基にしたが、訴状の記載を参考にして、例えば、「貸金」の事件は「貸金催促」まで記載した。

少数の事件ではあるが、「貸金請求之訴状」のように、「請求」の語が用いられている。用語の変遷を知る上で手がかりとなるかも知れないと考えたことによる。訴状の代わりに「原(被)告(人)申口」などが編綴されている場合、それらの文書から、事件名が読み取れないことが多い。そのときは、目次欄の記載に基づいて事件名を記すようにした。

③ 訴状に記載されている年月日について、裁判所に訴状を提出して、受けられた日付とみて、表の「訴状受取日」欄に記した。

④ 「裁判日」の欄について、訴状自体に朱字で却下案ないし却下理由が書かれている(明治八年十二月十二日司法省甲第十六号布達第一条)(本稿

(一)一 解題(『修道法学』第三七卷一頁三六五頁以下(三二七頁)後出⑧を参照。そのうちの少数ではあるが、裁判日と思われる日付が付記してある。実際に裁判がその日に告知されたかどうかは分からないが、その日付を「裁判日」欄に記入した。ずれていたとしてもごく僅かの日数であろうと推測する。訴状に記載されている日付と同日のものもある

が、翌日の日付のものも多いからである。少なくとも、却下に関する事務処理は、非常に迅速に行われていたことが分かる。実際の裁判の告知日とずれがあるにしても大勢に影響はないであろう。

⑤ 本体には、訴状の代わりに「却下案(伺)」などが編綴されている。その日付は必ずしも裁判の告知の日付とはいえないであろうが、「裁判日」の欄にその日付を記入した。前項と同様の理由による。なお、その種事件では、訴状の提出・受付の日付は分からなかった。

⑥ 原告(人)および被告(人)の氏名欄には、「目次」の記載をできるだけ忠実に記した。本簿冊に編綴されている「訴状」には、「原告」の住所氏名しか記されていない。訴状に記載されている原告の氏名と目次欄における氏名とは一致しない例が多い。訴状中に原告の代言人または代理人と明記しているものが若干見受けられる。原告の代言人または代理人が原告として自己の氏名を記していることによると考えられる。当時は、代言人または代人が自己の名で訴えることが認められていた。従って、目次に記載されている原告の氏名が訴状に記載されている原告の氏名と一致する場合、本人訴訟と考えて、個人情報保護の観点から、住所の一部を伏字にし、氏の頭文字をアルファベットで示した。反対に、両者が一致しな

い場合、訴状に記載されている氏名を「備考欄」に記した。代言人または代人と考えられる。代言人は公的な職業であるから、住所氏名を記し、代人については、非職業的な代人である場合は、当事者本人と同様、伏字またはアルファベットによる替え字を用いるべきであろうが、ただ、それらの人物が代言人であるかどうか、また職業的な代人であるかどうかを判別するのは困難である。なお、代言人については、山田耕造編『日本全国代言人姓名録(明治一七年)』を参照した。本簿冊と時期がずれるが、入手することができた最も初期のものである。

⑦ 目次の原告または被告の氏名が、訴状に記載されている氏名と異なっている場合、誤記ではないかと疑われるようなときには、その箇所に誤りでないと思われる文字を横に○で記した(例、「○造」が「○藏」)。その際、訴状中の記載を基にした。

⑧ 明治八年十二月十二日司法省甲第十六号布達第一条の条文をここに再録する。

「民事訴状目安ノ際、不受理又ハ願下ゲノ取扱方、左ノ通(リ)相定  
(メ) 候条此旨布達候事

第一条 裁判官訴状ノ目安札ヲ為シ、受理ス可ラズト思料スル時ハ必ズ  
其受理ス可ラザルノ理由ヲ記シタル判文ヲ作り訴状ト共ニ下渡  
シ申スベク、尤モ判文短簡ナル者ハ其判文ヲ訴状ノ表紙又ハ  
訴状ノ末ノ余白ニ朱書シ裁判所ノ印ヲ押シ下戻シ候テモ苦シ  
カラズ候事」

【追記】

(1) 標題を本稿(二)『修道法学』第三七卷第二号)から標記のように変えた。本簿冊の実態により相応しいと考えたからである。

(2) 読みが難しいと思われる地名には脚注で読みを示した。

(3) 本文中、全角のアステリスク\*は、半角のその五個分の表記に代えた。

(4) 本稿は、科学研究費(基盤研究(C)「日本近代法のゆらぎ——土地・家族・村の実証的研究——」(平成二五年度～二七年度))による研究成果の一部である。お世話になった方々に  
対し深甚の謝意を表する。

〈執筆者紹介〉

矢野 達雄(広島修道大学法学部 教授)

加藤 高(広島修道大学 名誉教授)

紺谷 浩司(広島大学 名誉教授)